

第6次本別町総合計画 後期基本計画

平成28年度～平成32年度



～ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり～

北海道本別町

後 期 基 本 計 画

目 次

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第1節 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進

第1項 生涯学習によるまちづくりの確立..... 1

第2項 ほんべつ学びの日の充実..... 2

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第1項 幼児教育の充実..... 3

第2項 義務教育の充実..... 4

第3項 高校教育の充実..... 5

第3節 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興

第1項 社会教育の充実..... 6

第2項 社会体育の充実..... 7

第4節 はつらつとした地域文化の創造

第1項 地域文化の振興..... 8

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第1節 環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興

第1項 農業の振興..... 9

第2項 林業の振興..... 11

第2節 新たな活力を生む商工業の振興

第1項 商工業の振興..... 12

第2項 多様な取り組みによる新産業の創出..... 13

第3項 消費生活の向上..... 14

第3節 地域に根ざした特色ある観光

第1項 観光、地場産品の振興..... 15

第4節 雇用環境の安定と勤労者福祉の向上

第1項 雇用環境と勤労者福祉の整備..... 16

第3章 とともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第1項 地域福祉の充実..... 17

第2項 子育て環境の整備..... 19

第3項 高齢者福祉、介護保険事業の充実..... 21

第4項 障がい者福祉の充実..... 23

第5項 ひとり親家庭福祉の充実..... 25

第6項 社会保障の充実..... 26

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

第1項 健康づくりの推進..... 27

第2項 医療体制の充実..... 29

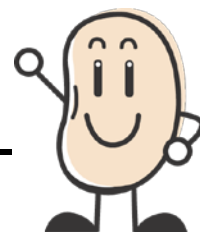
第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第1項 防災対策の強化..... 31

第2項 消防、救急、水防体制の強化..... 32

第3項 交通安全、防犯対策の推進..... 33

第4項 治山、治水対策の推進..... 34



第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

第1項 総合交通体系の整備	35
第2項 情報通信の整備、利活用	36

第2節 持続可能な社会づくりへの貢献

第1項 循環型地域社会の推進	37
第2項 環境保全の推進	38
第3項 水資源の確保と利用	39

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第1項 有効な土地利用の推進	40
第2項 上水道等の整備	41
第3項 下水道等の整備	42
第4項 住宅、宅地の整備	43
第5項 公園、緑地の整備	44
第6項 ゴミ、し尿処理の充実	45
第7項 環境衛生、墓地、火葬場の充実	46

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第1項 町民参加のまちづくり	47
第2項 地域活動の推進	48
第3項 広報広聴の充実	49
第4項 男女共同参画社会の形成	50

第2節 健全な行財政運営

第1項 行財政運営の推進	51
第2項 開かれた町政づくり	53

第3節 広域行政と交流活動

第1項 広域行政の推進	54
第2項 国際交流、地域間交流の推進	55

付属資料

資料1 本別町総合計画策定審議会諮問、答申	56
資料2 本別町総合計画に係る取組経過	57
資料3 本別町総合計画策定審議会委員名簿	58
資料4 第6次本別町総合計画基本構想概要	59

第1章

生涯を通じて学び、
豊かな心を育むまちづくり

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第1節 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進

第1項 生涯学習によるまちづくりの確立

■現状と課題

すべての町民が健やかに、よりかしこく、よりたのしく、よりやさしく生きることができるまちを目指し、「※生涯学習によるまちづくり」を町民とともに模索しながら、進めてきました。

生涯にわたり家庭や学校、職場、地域での学びや活動をとおりて自己実現を目指すことが生涯学習であり、その学びのエネルギーから住みやすく生活しやすい環境づくりや※コミュニティづくりを進める必要があります。

本町の進める「生涯学習」とは、人生のあらゆる時期、あらゆる生活の場において、自己を高め、※自己実現を目指し、さらに、町民一人ひとりが学びにより得た知識や技術を自分づくり、まちづくりに活かすことにより、結果として自分たちが住むまちがより住みやすいまちとなることを目指すものです。

まちづくりの主役である町民一人ひとりの学びを通じ行われる、主体的な活動を基本とし、町民相互の結集を図り、まちづくりを進めていこうとするものです。「生涯学習によるまちづくり」の確立は、さまざまな主体による※協働が重要です。情報の共有や対話などを通じて、対等・平等の立場で協力・協調しながら、それぞれの役割分担のもと責任をもって取り組むことが大切です。

■基本方針

「生涯学習によるまちづくり」の考え方を継承し、これをさらに発展的に展開させるためには、これまで進めてきた、まちづくりの基本であるひとづくりを基軸としたまちづくりを展開します。

まちづくりの主役である町民が、行政や事業者などとの適切な役割分担のもとで協働し、健康的で文化的な活気あふれる快適なまちを創造していくため、生涯学習によるまちづくりを理念とし推進します。

行政が町民に何をするかでなく、町民自ら何をするかという、町民の自主的・自発的な参画から総合的な生涯学習の推進に向け、学びの機会の充実から人材育成や横断的な連携を強化し、意識改革を進めます。

町民一人ひとりが学び、多様な人びとの相互理解を発揮できる場の整備を進め、やさしさと力強さを兼ね備える「ご近所の底力」を持った地域コミュニティを目指します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 生涯学習によるまちづくりの確立
- (1)学ぶ機会の保障
 - ①町民一人ひとりの力の誘発(ほんべつ力の創造)
 - ②人材育成と意識改革の推進
 - (2)学んだ成果の発信
 - ①協働によるまちづくりの推進
 - ②生涯学習社会の構築

※ 生涯学習によるまちづくり＝学びにより身についた知恵、技術を基に、町民の主体的な活動を基本とした、まちづくりの進め方。

※ 自己実現＝自分の目的、理想の実現に向けて努力し、成し遂げること。

※ コミュニティ＝居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。

※ 協働＝同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第1節 自ら学び、地域をつくる生涯学習の推進

第2項 ほんべつ学びの日の充実

■現状と課題

本町では、将来を担う子どもたちのために家庭・学校・地域・行政が手を携えて、本町の教育力を高めることをねらいとし、平成19年9月11日に「ほんべつ学びの日」を宣言しました。

「ほんべつ学びの日」は、「北海道教育の日」と「十勝教育の日」に連動する本町ならではの「教育の日」として制定し、その内容は、本町が進める生涯学習による協働のまちづくりの中で、家庭・学校・地域が※融合し、大人が子どもを育む視点で一緒になって日々学んでいくことを目指し、特定の日を定めるのではなく、年間を通した取り組みを推進するものです。

「地域の子どもは地域で育てる」を念頭に、これまでも本町ならではの「学び」をさまざまな地域の人との協力を得て「4つの風（光風・祈風・夢風・実風）」にたとえた取り組みを行ってきました。

今後も地域において、大人が子どもにかかわるさまざまな取り組みと連携をし、「ほんべつ学びの日」を広めていく必要があります。

■基本方針

家庭・学校・地域・行政が相互に協力し、子どもたちの教育やまちづくりに主体的に参加する人づくりを進め、これまで取り組んできたさまざまな推進事業の充実を図ります。

「ほんべつ学びの日」は、学びを基軸とする本町のまちづくりを基本理念に、大人が子どもたちのために出来ることから、一人ひとりが実践することを目指し、推進母体である「本別町子どもを育む環境づくり推進会議」を中心に、関係機関・団体と連携を図り、まちの中に「4つの風」を吹き渡らせながら推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- ほんべつ学びの日の充実
- (1)ほんべつ学びの日の充実
 - ①ほんべつ学びの日「4つの風」事業の推進
 - ②ほんべつ学びの日の普及啓発
 - ③ほんべつ学びの日フェスティバルの開催

ほんべつ学びの日宣言

子どもたちは今、100年を越える歴史と恵まれた自然の中で明るく元気に成長しています。

しかし、揺れ動く社会の中であって、私たちには子どもたちが将来に向かって大きな夢を抱き、自己の力を十分に発揮できる環境をつくり上げることが求められています。

そのためには、家庭・学校・地域が融合し、大人と子どもが一緒になって日々学ぶことが大切です。

私たち町民一人ひとりが生涯学習の観点に立ち、子どもたちとともに学びへの関心を高め、ふれあい・豊かな心をはぐくむまちづくりを推進するため、ここに「ほんべつ学びの日」を宣言します。

- 1 みんなの力で、明るく元気な子どもをはぐくみましょう
- 1 郷土や家族を愛し、平和を祈り、命を大切に作る心をはぐくみましょう
- 1 将来に夢を持ち、目標に向かってチャレンジする心をはぐくみましょう
- 1 食に感謝し、スポーツに親しんで健康な身体をつくりましょう

平成19年9月11日

本別町教育委員会

※融合=一つになること。一体となって。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第1項 幼児教育の充実

■現状と課題

核家族化・少子化、女性の社会進出や就労形態の変化などにより家庭の教育力の低下が懸念されています。さらに、過保護や過干渉、育児不安やしつけへの自信喪失など、育児への負担が集中する母親の育児不安などの問題が深刻となってきています。

幼児期は、家庭教育とともに友達との関わりを通じて心身の健全な発育や社会的習慣を体得し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であり、幼稚園における教育は極めて重要な役割を果たしています。

本町には、幼児期の学校教育を提供する施設として私立幼稚園が1施設あるものの、少子化による幼児数の減少から園児数は減少の一途をたどっている現状にあります。

このため地域社会全体で連携をしながら子育てをする環境づくりを進めるとともに、幼児を持つ親同士や地域の人との交流の場が必要となっていることから、関係部局や地域サークルと連携し、乳幼児を持つ親を対象に家庭教育・支援事業を開設し学習機会や情報提供を行っているほか、子育て相談では検診後の経過観察や訪問相談を実施しています。

■基本方針

家庭においては保護者が元気に生き活きたした生活を送ることが非常に大切なことであり、子育てにも大きく影響を与えることから、子育てへの不安やストレスを抱える親の身近な相談役となれる人材の育成、さらには子どもを健やかに育てるための学習機会の充実を図るとともに、家庭や地域における教育機能の充実に努めます。

さらに、幼稚園の※特定教育・保育施設への移行に伴い、※施設型給付費の円滑な支給により、私立幼稚園の安定的な運営を保障し、教育の質の一層の向上を支援します。

■施策の体系(主な施策・事業)

幼児教育の充実

(1)幼児教育の充実

- ①幼児教育や子育てに伴う家庭教育についての学習機能の充実
- ②家庭教育に関する指導、相談体制の充実

(2)私立幼稚園に対する支援

- ①保育所との機能分担や各教育機関との連携と調整の強化
- ②幼稚園経営安定の運営支援

(3)私立幼稚園を利用する保護者への支援

- ①施設型給付費の支給
- ②預かり保育の事業化による子育てや就労の支援

※特定教育・保育施設＝幼稚園又は保育所について、町が定めた運営基準を満たすことにより、その施設を利用する保護者に対して施設型給付が支給される施設。

※施設型給付＝特定教育・保育施設を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、サービスに係る費用の一部を保護者に対し町が支給するもの。手続きは、サービスを提供した教育・保育施設が保護者に代わって町に請求し、代理で受領する仕組み(法定代理受領)となっている。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第2項 義務教育の充実

■現状と課題

生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成するためには、確かな学力や豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を身につけることが求められています。

本町ではこれまで、各小中学校において、子どもたちに豊かな人間性や基礎・基本の定着を図る学習活動や、地域の特色や地域の教育力を生かしたさまざまな教育活動の展開により、教育内容の充実を図ってきました。

小学校は平成23年度に、中学校は平成24年度に完全実施された新学習指導要領では、これまでの「生きる力」を育むという理念を尊重し、子どもたちの現状にあるさまざまな課題を踏まえ、その理念を実現するため、言語活動・理数教育・伝統や文化に関する教育・道徳教育・体験活動・外国語教育の充実を図り、子どもたちの「*生きる力」を伸ばしていくことが求められています。

近年では、児童・生徒を取り巻く環境の変化とともに、問題行動も多様化し複雑化しています。いじめや不登校などの対応や、基本的な生活習慣をはじめとするしつけや礼節などの規範意識の醸成は、家庭教育と学校教育の役割を明確にし、地域の多様な人材と連携を図りながら、相互の教育力の向上と放課後や土曜日における教育活動の展開が一層求められています。

また本町においても、児童生徒数の減少により、小規模校における*複式学級が常態化し、幅広い教育課程や特別活動の編成が難しい状況となっていることから、適正な学校規模のあり方の検討も進めながら、多様な個性や学習ニーズに対応すべく教育環境の整備充実に努める必要があります。

■基本方針

児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じ、個性を生かす教育を実施し、言語活動をはじめとした基礎学力の向上を図るとともに、さまざまな学習活動を通じて「生きる力」を身につけるための教育内容の充実に努めます。

さらに、豊かな人間性と思いやりの心を養う教育を推進し、いじめや不登校に対する相談体制を充実させるとともに、教職員の資質向上を図るため研修・研究活動の充実を図ります。

また、学校を核とした地域づくりを進めるため、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティースクールの導入を促進し、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来を見据えた学校施設の整備や教育環境の充実に努め、安全・安心な学校づくりを進めます。

学校給食については、*食育の推進を図りながら安全で安心な地場産品を利用拡大するとともに、食物アレルギー対応や特色ある学校給食の提供に努め、衛生管理の徹底を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

義務教育の充実

- (1) 特色ある教育内容の充実
 - ① 豊かな心と健やかな身体の育成
 - ② 教育課程編成の充実
 - ③ 開かれた学校づくり
 - ④ 国際理解とICT教育の推進
 - ⑤ 教材・教具・備品の整備
- (2) 個性を伸ばす教育活動の充実
 - ① 学習意欲と学習習慣の育成
 - ② 体験学習と環境教育の推進
 - ③ いじめ・不登校等への対応
 - ④ 健康・安全教育の推進
 - ⑤ 食育の推進と学校給食の充実
- (3)*特別支援教育の充実
- (4) 教職員研究・研修活動の充実
- (5) 学校施設や教育環境等の整備
 - ① 校舎・体育館等の整備、充実
 - ② 教職員住宅の整備

※ 生きる力＝変化の激しいこれからの社会を生き抜いていく力。

※ 複式学級＝二つの学年以上の児童・生徒を一つに編成した学級(クラス)。

※ 食育＝様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

※ 特別支援教育＝障害をもつ子供を対象とする教育支援。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第2節 一人ひとりの個性を活かし、元気な声が響く教育の充実

第3項 高校教育の充実

■現状と課題

高等学校は、中学校における普通教育の成果を更に発展させ、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、社会の形成者として必要な資質を養いつつ、社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得しながら、個性の確立に努めるとともに、社会について広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うことを目的としています。

また、国際化、高度情報化などの社会の変化や生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等の多様化、中学校卒業者数の大幅な減少など高校を取り巻く環境が著しく変化する中、北海道における中学校卒業者数はピークであった昭和63年の半数以下にまで減少し、少子化が進んでいます。

北海道は「※新たな高校教育に関する指針」に基づき、中卒者数の減に対し、教育水準の維持向上などを図る観点から、地域の実情、私立高校の配置状況等を考慮しながら定員の調整や学校の再編整備等を行うとともに、都市部において複数の高校が設置されている場合、望ましい規模の学校についても、地域の実情などに応じて再編整備を行うとして、毎年度、3年間の具体的な高校配置計画とその後4年間の計画を示しています。

本別町においても少子化、過疎化は例外なく進んでおり、再編整備の対象とされているところですが、本別高校は地域の拠点校、十勝における伝統校としてこれまで長年にわたり、各方面で活躍する優れた人材を輩出してきた実績があります。未来に向けて本別高校は、開学の精神を忘れることなく、歴史と伝統を土台にして、生徒一人一人の能力や可能性を大切にしながら、知・徳・体のバランスのとれた「たくましく生きることができる」人材育成のため、地域が一体となって取り組んでいかなければなりません。

本別高校が地域の経済や暮らしに果たしている役割は多大であり、本別高校存続に向けた活動を強化する必要性から本別高校の教育を考える会を組織し、本別高校の存続に向けた取り組みを行っています。

■基本方針

伝統校である本別高校を存続させ、特色ある、魅力ある学校づくりを行うため、※本別高校の教育を考える会を中心に地域、各小・中学校 PTA などと一体となった支援体制を構築していきます。

また、郷土の発展に貢献できる人材の育成をめざす教育を支援するため、町民の協力による学習や部活動指導により、自主的・自発的に実践する心豊かな生徒の育成に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

高校教育の充実

(1)本別高校の教育を考える会の活動の充実

- ①本別高校存続に対する啓発活動と支援の拡充
- ②魅力ある高校づくり支援と積極的な情報発信
- ③本別高校への入学奨励活動

(2)高校教育の充実

- ①社会変化や地域性に即した教育内容の充実に向けた支援
- ②高校と地域の交流・連携の促進

※ 新たな高等教育に関する指針＝北海道の未来を担う人材を育むための高校教育の基本的な考え方と施策を示したもの。

※ 本別高校の教育を考える会＝本別高校の存続を目的に設置された組織。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第3節 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興

第1項 社会教育の充実

■現状と課題

全ての町民が心豊かに、生きがいのある充実した生活を営むためには、それぞれの※ライフステージに応じて自発的に学習していくことが大切です。

また一方では、少子高齢化や核家族化の進展など、これまでの社会環境の変化により、家庭と地域のつながりの中で子どもを教育する機会が減少している傾向にあり、人と人との繋がり※希薄化などが地域社会にも大きな影響を及ぼしております。

そのため、生涯を通じて町民が学習活動を効果的に展開できるように努めていく必要があります。

本町では、幼児から高齢者まで町民を対象に生涯各期におけるさまざまな学習活動を展開しています。しかし、多様化する町民の学習※ニーズに対応した社会教育活動を推進していくためには、幅広い知識や技術の習得、教養を高める活動のほか、各種サークル活動や社会教育団体への効果的な活動支援やボランティア団体との連携を深め、地域活動の活性化を図るとともに、社会教育活動の拠点施設としての公民館の機能維持と設備の整備を図る必要があります。

また、図書館は町民の身近な施設として、一人ひとりの学習に必要な図書や資料の提供を行いながら学習機会の充実を図っています。今日の急激な社会変化によるさまざまな学習ニーズに対応するためには、多様な資料の収集と情報設備の充実により、さらなるサービスの向上を図る必要があります。また、次代を担う児童の個性を伸ばし、創造的で豊かな心を育むために図書館と児童を結びつける機会の提供をさらに推進する必要があります。

■基本方針

次代を担う子どもから豊かな知恵と経験を備えた高齢者まで、全ての町民が生き活きと活動することが大切です。生涯を通して、学びあいながら社会参加に取り組むことのできる体制を整え、生涯各期における社会教育の充実に努めます。さらに学校の求めと地域の力を合わせながら地域ぐるみで子どもを育むための取り組みを進めるとともに、地域の力を活用した児童の放課後対策を進めます。

社会教育活動の拠点となる社会教育施設については、計画的に施設整備を図ります。

図書館では、子どもが生まれる前から高齢者まで、読書で育む「言葉の力」「創造力」「心の発達」などを家庭や学校・地域、さらにボランティア等とともに連携した取り組みを推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

社会教育の充実

- (1)社会教育における学びの充実
 - ①生涯各期における学びの推進
 - ②地域学習機会の充実
- (2)社会教育施設の整備と活動の充実
 - ①社会教育施設の機能充実
 - ②指導者の発掘と育成
 - ③地域連携による学校支援事業の推進
 - ④生涯学習情報の提供
 - ⑤図書館機能の充実
 - ⑥家庭・学校・地域・ボランティア等との読書普及活動
 - ⑦対象別図書館サービスの充実(妊婦・乳幼児・児童生徒・一般・高齢者)
- (3)社会教育関係団体の活動促進と育成
 - ①社会教育団体活動の促進・育成
 - ②ボランティア団体との協働

※ ライフステージ＝人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

※ 希薄化＝物事に向かう気持ち・意欲などが弱くなること。

※ ニーズ＝要求や需要。必要性。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第3節 豊かな心とたくましい心身をつくる、学びとスポーツの振興

第2項 社会体育の充実

■現状と課題

スポーツやレクリエーションは、健康保持や体力増進だけでなく、生きがいや生活に潤いをもたらすとともに、町民相互の触れ合いや連帯感を醸成し、人間性を豊かにするものです。

本町は、町民皆スポーツを目指し「一万人のスポーツ」をスローガンに、スポーツの生活化・大衆化に取り組むとともに、昭和 61 年7月には「健康・スポーツ推進の町」を宣言し、今日まで町民が健康で明るく、活力あるまちづくりのために関係団体と連携を図りながらスポーツ活動の推進を図っています。

スポーツ団体においては、高齢化等により会員が減少傾向にあることから、スポーツ少年団の育成や各種教室等の内容の充実に努めるとともに運動用具の貸し出しを積極的に進めるなど、スポーツ施設の有効活用を図りながら、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに努め、スポーツ人口の底辺拡大を図ることが必要です。

さらに、町体育館は耐震補強工事を実施し、他のスポーツ施設も改修工事を進めるなど施設の維持延命化と利便性の向上が図られたところです。

野外体育施設は、主として河川敷地を有効利用し整備をしてきましたが、老朽化が進んでおり改修が必要な状況になっています。

スポーツ活動の多様なニーズに対応する総合運動公園は、特に斜面のコースを有したパークゴルフ場は、管内的にも大規模かつ魅力的な施設となっており、サッカー、ラグビー場に加え、平成 27 年には野球場が完成しました。この間、予定敷地内へのメガソーラー施設の建設もあり、今後の総合運動公園の整備実施に向けては計画等の見直しが必要です。事業規模や事業費などを含め、今日の社会情勢や財政状況に応じた総合運動公園の在り方について検討が必要となっています。

■基本方針

地域町民の健康や体力づくりのため、町民一人ひとりが年齢や体力に応じて多様なスポーツに親しめるよう、関係機関や関係団体との連携を図り、指導者の育成と指導体制の構築を図り、生涯スポーツ活動の基盤となる環境づくりを積極的に進めます。

また、各種競技力向上に向けた技術講習会、各種大会などを開催するとともに、スポーツ少年団やスポーツ団体の育成支援を図り、町民の体力増進、スポーツ活動の日常化の促進に努めます。

総合運動公園の整備については、野球場の整備を終えたものの、現有の屋内施設は大規模改修工事により延命措置を講じるなど、今後の*総合運動公園構想の推進については施設の規模、整備方法、事業費等の再検証を図るとともに、改修済み施設や野球場など、その他の施設を合わせた全体の中で、町民ニーズや施設機能などの緊急性を勘案しながら整備を進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

社会体育の充実

- (1)生涯スポーツ活動の推進
 - ①スポーツ機会の拡充
- (2)町民皆スポーツの推進
 - ①スポーツ活動の推進
 - ②スポーツ団体の育成強化
- (3)スポーツ指導・普及活動の推進
 - ①スポーツ指導者の発掘と養成
 - ②スポーツ指導体制の充実
 - ③スポーツ体力づくり相談体制の確立
 - ④競技力向上対策の推進
- (4)スポーツ施設の充実
 - ①既存スポーツ施設の整備
 - ②スポーツ施設並びに学校体育施設の有効活用
 - ③総合運動公園の整備

※ 耐震補強工事＝建物などがかなり強度の地震に耐えうるよう、弱い部分や足りないところを補って強くする工事。

※ 生涯スポーツ＝生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」スポーツをいう。

※ 総合運動公園構想＝平成4年に策定した、本別町の総合運動公園構想。

第1章 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

第4節 はつらつとした地域文化の創造

第1項 地域文化の振興

■現状と課題

時代の変化に伴い、人々の生活意識や価値観の多様化が進み、暮らしにおけるゆとりやうるおいといった心の豊かさが一層求められています。文化は生涯にわたり、人々の生活の充実や地域の発展にかけがえのないものであり、文化活動を通して暮らしや地域づくりにうるおいと活力をもたらし、個性的な地域文化の創造につながっています。

本町においては、心豊かな文化のまちづくりを推進するため文化団体やサークルの活動が日常的に行われています。また、関係団体と連携を図りながら、文化祭をはじめ各種舞台発表や絵画展のほかロビー展などが活発に取り組まれています。さらに、町民が優れた芸術文化に触れる機会を提供するため芸術鑑賞の機会充実にも努めています。

しかしながら、文化団体においては高齢化等により、会員や団体が減少傾向にあるため、活動の停滞が懸念されており、今後はあらゆる文化活動を通して世代間交流を進め、後継者や指導者の養成、発掘を行っていく必要があります。

また、歴史民俗資料館は先人が培った歴史や自然、文化を後世に伝え、過去から現在を知り、未来を創造するまちづくりの力となるための展示会の開催や、本町の特色ある地域の歴史を調査し伝えていく※地域志向型運営を推進し、歴史的資料を通した一層の活用と利用者の拡大を図る必要があります。

■基本方針

個性豊かな地域文化創造のために、町民一人ひとりの自主的な文化活動の支援や文化を通したまちづくりをさらに推進します。

このため、活動拠点の整備・充実を図るとともに、芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充のほか文化活動に意欲を持って取り組む人材の育成や団体の活動、さらに伝統文化の継承活動を支援します。

また、※指定文化財については、地域の貴重な財産として周知し、活用することの取組を進めます。

歴史民俗資料館は、地域の歴史的資料を収集・保存・調査・公開に努めるとともに、生きる力を育むふるさと学習や平和学習を進める、あらゆる世代が学び合える場とします。特に、高齢者には生きがいを高め、豊かな経験を提供できる場となるように努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

地域文化の振興

(1)地域文化活動の促進

- ①文化活動の発表の場の提供と支援
- ②生活に潤いをもたらす芸術鑑賞機会の提供
- ③地域の文化活動を推進する指導者や文化団体の育成・支援
- ④伝統文化継承活動の推進

(2)身近な地域の文化財産の保護と活用の推進

- ①地域資料を活用した企画展等の開催
- ②地域資料の収集と調査・研究
- ③地域の歴史学習の充実
- ④地域の歴史の活用を担う人材育成

※ 地域志向型運営＝地域文化に根ざし、地域の町民に貢献する資料館づくり、資料館運営。

※ 指定文化財＝本別町が指定し保護する文化財(勇足神社かしわ林、上押帯立木かしわ、ヒカリゴケ、マメシジミ)。

第2章

地域資源を活かした
豊かなまちづくり

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第1節 環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興

第1項 農業の振興

■現状と課題

本町の農業は、恵まれた自然と豊かな大地のもとで経営が展開され、畑作4品を中心とした作付体系により輪作体系を維持し、地域を支える基幹産業として大きな役割を果たしているとともに、我が国の食料基地として、また、国土や環境の維持・保全など多面的な機能を発揮しています。しかし、農業を取り巻く情勢は、消費税増税、肥料・飼料・燃油の高騰、異常気象の影響による農作物の収量・品質への影響など、大変厳しい状況にあります。とりわけ、平成27年10月には*TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉が大筋合意に至り、国家貿易の維持やセーフガード等の措置が講じられたものの、多くの品目で一部関税の撤廃や引き下げ、輸入枠の拡大等が盛り込まれ、本町農業や地域経済、地域社会の崩壊を招きかねない極めて大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

近年、国の農業政策においては、攻めの農林水産業を展開し、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現するための施策が打ち出され、経営所得安定対策、担い手・農地制度の改革、食料自給率の向上、農業環境・資源保全対策の確立、TPP影響緩和対策など、農業・農村は大きな変革期を迎えています。

本町においても、農政・農地改革が進められる中、農業者の高齢化や後継者・配偶者不足等による農家戸数の減少、農業所得の低下、農産物価格の低迷や農村地帯の活力の低下等、多くの課題を抱えています。畜産を取り巻く環境も、酪農家戸数の減による生乳生産量の減少、不安定な燃料価格や人件費、資材費、飼料価格の高騰等依然厳しい環境に置かれており、今以上に効率的な経営、企業的な意識を持った経営が求められています。

また、近年の異常気象は、作物の生育及び農作業の効率に大きな差が出ることから、農業生産の基盤となる土地基盤整備を計画的に実施していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、効率的な農地の利用、担い手の確保、人材育成などを図り、消費者のニーズに応えた新鮮・良質・安全で安定した農畜産物を供給していくことが重要であり、そのためには農業生産力を高め体質の強い本町農業の構築を図る必要があります。

一方、本町の農畜産物は原材料としての販売が主であり、消費者の信頼獲得などのブランド化、さらには、加工などによる付加価値づくりによる所得の向上を模索していく必要があります。

■基本方針

農業の根幹である安全・安心で良質な農畜産物の安定供給や、国土・自然環境保全、水源かん養、景観形成、文化伝承といった農業・農村が持つ多面的機能などの役割を一層発揮するため、*本別町農業基本構想の推進により、関係機関と連携を密にした諸施策の実現に向けた取り組みや、TPP協定をはじめとする国際貿易協定や食料政策など、引き続き国の動向に注視しながら、本町農業の持続・発展に向けた取り組みを進めます。

また、農畜産物を単に原材料として生産、移出するだけでなく、今後は*付加価値を高めた*6次産業化への取り組みによる農家所得の向上と地域の雇用創出を促進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

農業の振興

- (1)営農対策の強化
 - ①生産コスト低減に向けた意識高揚対策の推進
 - ②複数戸法人の設立支援
 - ③経営改善計画の樹立励行
- (2)計画的な農地利用と流動化対策
 - ①効率的な農地集積の推進
 - ②賃貸借型農地の流動化
 - ③地積調査事業の推進
- (3)計画的な土地基盤整備の推進
 - ①明渠・暗渠・心土破碎等排水対策の推進

- (4)食の安全・安心対策
 - ①生産履歴記帳運動の展開
 - ②※GAP手法の推進(農業生産工程管理手法)
 - ③キレイマメ原料の確保
- (5)農業生産のシステム化
 - ①農産物乾燥調製貯蔵施設の整備
 - ②農作業受委託・※コントラクターの体制整備強化
- (6)農産振興対策
 - ①農作物の計画的作付確立
 - ②良品質農産物の安定供給
 - ③農畜産物の付加価値向上
 - ④耕畜連携による土づくりの推進
 - ⑤高性能機械の導入
 - ⑥有害鳥獣被害対策の推進
 - ⑦新規作物の導入
- (7)畜産の振興対策
 - ①生乳増産体制の強化
 - ②乳用育成牛、肉用牛の資質向上
 - ③酪農ヘルパー制度の拡充
 - ④家畜防疫対策の強化
 - ⑤馬産振興
 - ⑥※TMRセンターの設立支援
- (8)環境保全型農業の推進
 - ①農業用廃プラスチックの適正処理
 - ②家畜ふん尿の適正管理
 - ③※バイオガスプラントの設立支援
- (9)担い手の確保と育成対策
 - ①農家子弟支援・新規参入者支援の取り組み強化
 - ②農業実習生受入強化
 - ③後継者・配偶者対策の推進
 - ④家族経営協定の推進
- (10)農村女性のパワー促進
 - ①女性の経営参画環境づくり
 - ②農産物加工の促進
- (11)農村生活の環境整備
 - ①生活環境整備・農村景観整備の取り組み強化

※ TPP(環太平洋パートナーシップ協定)＝太平洋を囲む多国間(現在 12 カ国)による経済分野での連携協定。

※ 本別町農業基本構想＝農業者・農業関係機関が一体となり本町農業が将来的に持続発展していくため平成 25 年度に策定した計画。

※ 付加価値＝農畜産物に手を加える(加工等)ことにより、機能性や利便性などの新たな効用(価値)を生み出すこと。

※ 6次産業＝農業が原料のみ提供する1次産業に止まることなく、食品加工(2次産業)や、販売・情報・観光(3次産業)へも積極的に乗り出し、付加価値と雇用を創り出す創業産業のこと。

※ GAP 手法＝農業生産活動の各工程において法令を遵守し記録、点検及び評価を持続的に実施すること。

※ コントラクター＝農作物を栽培するにあたり、耕起・整地、播種、防除や収穫などの農作業を業者に委託すること。

※ TMR センター＝粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料(TMR: Total Mixed Rations)を地域の酪農家に供給する組織。

※ バイオガスプラント＝バイオマス資源をバイオガスエネルギーへ転換するシステム。

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第1節 環境と調和し、高い生産性を目指した農林業の振興

第2項 林業の振興

■現状と課題

森林は、木材の生産はもとより、国土保全や水源かん養、環境保全など多くの公益的機能を有しており、住民生活や経済の中で重要な役割を果たしています。本町の林業は、木材の生産・流通・加工の各段階のコスト低減の立ち遅れや輸入材の増加、林業労働者の減少・高齢化などによる担い手不足など厳しい状況となっています。長期的な国産材の需要は回復傾向にあり、木材価格も維持していますが、今後のTPP協定による影響が懸念されるとともに、森林所有者の高齢化と、相続や転居等による※不在村森林所有者が増えてきていることから、十分な整備が行われていない森林が増加する傾向にあり、森林資源の保続が危ぶまれ、林業・木材産業への影響が懸念されています。＊主伐期を迎えたカラマツは、加工技術の向上や新技術の開発により見直されてきており、安定的な供給への期待が高まっています。森林資源の増強や＊森林の持つ公益的機能の発揮と持続可能な森林づくり、施業意欲のある森林所有者への林地の流動化等が課題となっており、持続的な林業生産活動と適切な森林整備を実施していくことが強く求められています。

■基本方針

森林の持つ公益的機能の発揮、木材の安定供給、森林・林業、木材産業等の安定のため、関係者が一体となり、町民の理解を得ながら、適切な森林整備及び管理体制による持続可能な森林づくりなど本別町森林整備計画の推進を図ります。

また、森林整備や素材生産、流通、加工の各段階でのコストダウンや、地域材の利用拡大、森林整備の担い手の育成や＊木育などを推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

林業の振興

- (1)適切な森林整備の推進
 - ①植栽の推進による造林未済地の解消、適確な更新の確保
 - ②適切な時期での下刈・保育＊間伐等の推進
 - ③林地流動化対策の検討
- (2)計画的な施業の集約化
 - ①集約化施業の推進
 - ②森林経営計画の作成支援
- (3)林道網などの整備
 - ①林道の整備及び管理
 - ②林業専用道などの整備
- (4)人材の育成
 - ①林業グループ及び林業後継者の支援
 - ②担い手の育成
- (5)森林の持つ公益的機能の啓発
 - ①森林と親しむ活動の促進(植樹祭等)
 - ②木育の推進
- (6)地材地消の推進
 - ①公共施設等の木造化の推進
 - ②地域材利用の普及啓発

※ 不在村森林所有者＝所有する森林とは別の市町村に居住(所在)する個人または法人。

※ 主伐期＝伐採する時期に到達した樹木。

※ 森林の持つ公益的機能＝森林がもつ木材の生産機能のほか、渇水や洪水を緩和し、良質な水を育む水源のかん養機能、山地災害の防止機能、二酸化炭素の吸収・貯蔵や騒音防止、飛砂防止などの生活環境保全機能、多種多様な動植物の生息・生育の場を提供する生物多様性を保全する機能、レクリエーションや教育の場の提供、芸術・創造の場の提供などの保健文化機能等の多面的な機能のこと。

※ 木育＝子供をはじめとするすべての人びとが、木とふれあい、木に学び、木と生きること。

※ 間伐＝森林の木の生育を助けたり、採光をよくしたりするために、適当な間隔で木を伐採すること。

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第2節 新たな活力を生む商工業の振興

第1項 商工業の振興

■現状と課題

景気低迷による購買力の低下や車社会の進展による帯広近郊の大型店への消費の流出、また、通信販売などにより、本町の商店は苦しい経営を迫られています。

また、人口減少や後継者不足の問題から市街地の国道沿いにも空き店舗が目立ち、商店街の空洞化も進んでおり、消費者にとって魅力ある商店街をどのように整備していくかが大きな課題です。

さらに、北海道横断自動車道の整備進行により札幌圏・釧路圏からのアクセスが向上し、消費者が都市部へ流出することが予想されることから、魅力ある持続的な商店街をつくることが重要です。

工業については、本町の最大の資源である農畜産物を活用した製造、加工業を中心に発展し、特に北海道糖業本別製糖所、明治本別工場の2社が製造品出荷額のほとんどを占めており、その他の事業所については、出荷額・従業員数ともに小規模であり、停滞が続く地方経済のなかで、さまざまな課題を抱えています。

また、近年、社会・経済環境が大きく変化し、公共事業が激減するなかで、本町の建設業界は極めて厳しい状況にあります。このため、今後は様々な変化に柔軟に対応し、持続・発展を遂げていけるよう、経営力強化や人づくり強化の取り組みへの支援策、さらには、異業種産業への進出など経営の多角化に向けた支援策が望まれています。

北海道横断自動車道のジャンクションとインターチェンジを有する本町において、輸送時間などの短縮は、活性化に向け優位点であり、高速自動車道路網を活用した商工業の振興を早急に進めなければなりません。

■基本方針

これからの商店街は、多様なサービスの提供など大型店では出来ないきめ細やかなサービスなど顧客満足度を高める工夫から、来店者が安心して買い物ができる小売業の環境づくりを促進するとともに、消費者にとって魅力ある商店づくりを進めます。

本町ならではの農畜産物などの地域資源や地域特性を活かした食料品製造を中心に技術力の向上や人材育成に努めるとともに、経営基盤の強化に向け、新たな支援策を構築し、商工業の振興を図ります。

長引く景気後退の影響などにより、北海道、特に過疎地域への企業立地は厳しい状況にあります。が、地域の特性や資源であるジャンクションや良質な農畜産物を活かしながら、地域経済の活性化につながる企業の立地を促進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

商工業の振興

- (1)既存商工業の活性化
 - ①魅力ある商店づくり
 - ②個性ある商店街の形成
 - ③購買流出対策、愛町購買運動の推進
 - ④商店街の環境整備(高齢者福祉との連携)
 - ⑤消費者との交流の推進
 - ⑥企業立地の促進(空き公共施設の活用など)
- (2)経営基盤の強化
 - ①人材の育成・後継者対策
 - ②融資制度の充実
 - ③経営指導の充実
 - ④商工業関係機関の連携
 - ⑤企業立地制度の充実
- (3)研究・開発型企业の育成
 - ①起業家の養成と起業化の支援
 - ②地場特産品を活用した新製品の調査研究・開発
 - ③農産物加工施設の利用促進
- (4)産学官連携の推進
 - ①産学官連携による活性化の推進
 - ②農商工連携人材育成セミナーの開設

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第2節 新たな活力を生む商工業の振興

第2項 多様な取り組みによる新産業の創出

■現状と課題

町民の生活基盤の安定において、暮らしやすさや生活重視の視点でまちづくりを進めていくことは重要なことですが、活力ある本別の創造のためには、経済基盤の確立が大きな課題と捉えています。

町民アンケートにおいても、多くの方から「産業を振興し、雇用を拡大させ経済を活性化させる取り組み」や「多様な就労環境の創出」が必要との意見が寄せられています。

本町の基幹産業である農業は、国際化、自由化が一段と進み、従事者の高齢化、担い手不足、農地の流動化、農畜産物価格の低迷等多くの課題を抱え、厳しい状況となっており、林業についても材価の低迷、担い手の不足等により、経営は依然厳しい状況が続いています。さらに、国や地方自治体の財政難による公共事業の減少から、地方の建設業にも大きな打撃を受けています。本町の経済も厳しい状況にあることから、既存産業の振興と併せて新たな産業の創出を目指さなければなりません。

本町の特性を活かした農畜産物を素材として加工することにより付加価値を創出し、それを流通・販売するなど、地域の第1次産業としての農業とこれに関連する第2次・第3次産業にかかわる事業を融合させることにより、総合的かつ一体的な産業化を進めていくことが必要なことから、農商工連携等も併せて推進しなければなりません。

また、本町が先進的に進めている福祉施策による雇用の拡大や新規参入なども模索しながら、政策間連携による産業の振興、さらに、北海道横断自動車道網や町内全域を網羅した高速通信網を活かした新産業の創出も期待されています。

■基本方針

恵まれた自然と豊かな大地のもと生産される安心、安全な農畜産物や高速自動車道路網、町内全域を網羅した高速通信網、「福祉でまちづくり」を合言葉に展開している先進的な福祉施策などの本別ならではの地域資源を活かし、地域における新たなビジネスチャンスの拡大を図ります。

生産・加工・販売・流通の一体化や第1次産業と第2・3次産業の融合、さらには農村の風景やそこに住む人の経験や知恵などの「資源」と、食品産業、観光産業、IT産業等の「産業」を結び付け、新たな業態の地域ビジネスである第6次産業を創出します。

また、官民一体による推進体制を整備し、北海道横断自動車道網を利活用した施策等の推進を図り、これらの取り組みによる新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者が定住できるまちづくりを進めます。

さらに、経営意欲に富んだ起業家を輩出するため、人材の育成と起業化に向けた支援体制の充実を図ります。

■施策の体系（主な施策・事業）

多様な取り組みによる新産業 (1)新たなビジネスチャンスの拡大
の創出

- ①農畜産物を活かした新産業の創出
- ②北海道横断自動車道網を活かした新産業の創出
- ③高速通信網を活かした新産業の創出
- ④福祉関連産業の創出
- ⑤その他新産業の創出
- (2)新たな支援策の創出
- ①起業化に向けた支援策の充実

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第2節 新たな活力を生む商工業の振興

第3項 消費生活の向上

■現状と課題

消費者の暮らしを取りまく現状は、携帯電話やインターネットなど発達した情報化社会により消費者ニーズが多様化し、これに伴う高度なサービスの出現から、若年層や高齢者を問わず、悪質商法や振り込め詐欺など巧妙な手口により契約や取引にかかわるトラブルが大幅に増加し、大きな社会問題に発展しています。

私たちが生きていくうえで欠かすことのできない「食」においては、食品流通のグローバル化の進展や消費者ニーズの多様化、また、食品に含まれる放射性物質による不安などから、消費者に対する食品の安全性や適切な商品表示が求められています。

また、消費者団体が推進する、環境と経済の※循環型社会形成を目的とした3R(※リデュース、※リユース、※リサイクル)や省エネ、※地産地消の取り組みなどの積極的な推進と消費者行政の重要性は高まっています。

このような多種多様な消費者問題において、本町としても消費者行政・消費者相談窓口の一層の充実のもとより、自主的な消費行動の確立や各関係機関との情報交換、連携などの取り組みを強化し活動を支援していく必要があります。

■基本方針

消費者団体との協働による消費者相談窓口の充実、関係機関との連携を図りながら、悪徳商法などによる消費者被害の救済を行なうとともに、被害を未然に防ぐため、消費者保護と各種生活情報の提供や啓発活動などを推進します。

また、多様化する消費生活に対応できるうる主体性のある消費者を育成するため、消費生活モニターの設置や正しい商品知識や価格調査などの情報や資料を提供するとともに消費者教育等の実施による意識の高揚を図り、消費生活の安定・充実に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

消費生活の向上

(1)消費者意識の高揚

- ①価格調査及び量目試売調査の実施
- ②消費生活の多様化、高度化による商品取引等の被害解消のための意識啓発
- ③環境保全、リサイクル運動、地産地消の推進

(2)消費生活運動の展開

- ①消費者団体と関係機関との連携による拡大強化
- ②消費生活リーダーの養成
- ③消費生活展及び講座等による啓発
- ④消費者相談の充実

(3)関係機関との連携

- ①高齢者福祉団体への情報提供
- ②道消費生活センター、警察署等との連携及び情報提供

※ 循環型社会＝有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

※ リデュース＝廃棄物を減らすこと。

※ リユース＝再使用すること。

※ リサイクル＝廃棄物や不用物を回収・再生し、再資源化、再利用すること。

※ 地産地消＝地域で生産されたものをその地域で消費すること。

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第3節 地域に根ざした特色ある観光

第1項 観光、地場産品の振興

■現状と課題

近年の観光旅行は、個人・家族旅行が増加の反面、団体旅行が減少し、個人・家族型の旅行も、参加・体験や地域との交流を楽しむ観光と、多種多様に変化してきています。

本町は観光資源に乏しいこともあり、産業として伸び悩みではありますが、今後は、環境と観光との調和をめざす視点を重視し、地域の人々や観光客の心の豊かさに貢献できる質の高い観光地づくりを目指すとともに、観光産業の成長が期待されています。

町内最大である「きらめきタウンフェスティバル」は町内外からの多くの入り込みがあり、十勝管内でも屈指のイベントの一つとして成長しており、今後も質の高い内容が求められています。

また、本町は北海道横断自動車道の整備進行により十勝圏と釧路圏、さらには北見圏を結ぶルートとして交通立地が良く、観光産業の発展に繋げることが重要なことから、地域の特色を活かした魅力ある観光サービスの創造や提供を行うため、観光資源である本別公園や道の駅など施設整備の充実や人材育成を図る必要があります。

また、本町の良質な農畜産物や地域資源を活用した加工製品はキレイマメをはじめとする地場産品として全国に向け発信しています。また、新たな地場産品発掘や新加工・新サービスを提供する企業の創出、起業家の育成が求められていることから、新たな展開の可能性に対する支援策や人材育成の取り組みが必要となっています。

■基本方針

北海道横断自動車道の整備により、ますます交流人口が増加することが予想される反面、単なる通過点とならないよう、貴重な資源である「義経の里本別公園」、や道の駅、さらにはキレイマメを中心とした本別産にこだわった食や産業、地域の人々との交流など、地域の特色を活かした体験型観光を推進し、魅力ある観光資源としての整備を図ります。

着地型観光の柱である「きらめきタウンフェスティバル」は、町民が一体となって本町のイメージアップのイベントとして、継続・発展を図ります。

成長が期待される観光産業を発展させるため、観光パンフレット、広告、インターネット、ケーブルテレビなどのメディアを最大限に活用し、自然景観、食べ物、体験など固有の観光資源のPRや団体、個人・家族へのPRなどの情報発信を推進します。また、本町の大切な観光資源を次代に伝え残せるよう、観光関係団体や地域産業との連携、次代を担う人材の育成、観光推進体制の充実を図ります。

本町ならではの食材、人材、技術その他の資源を効果的に結びつけ、地域の個性を活かした新商品の共同開発、消費者ニーズに対応した販売戦略、地場産品の利用拡大等を推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

観光、地場産品の振興

- (1)魅力ある観光資源の整備
 - ①義経の里本別公園一帯の施設、看板の整備
 - ②食観光の充実
 - ③道の駅及び周辺施設等の整備・充実
- (2)*体験型滞在型観光の推進
 - ①農家民泊、滞在型観光の体制整備
 - ②観光専門家の育成
- (3)イベントを核とした着地型観光による誘客
 - ①「きらめきタウンフェスティバル」の継続・発展
- (4)観光推進体制の連携強化
 - ①観光協会等関係団体・人材の育成
 - ②情報発信体制の確立強化
- (5)地場産業の振興・起業の促進
 - ①地場産品のPRと販路拡大
 - ②本別ブランドの確立
- (6)ふるさと寄付金制度の拡大・充実
 - ①町をPRする特産品の贈呈とメニューの充実
 - ②来町の間機となる寄付特典の創出

※ 体験型滞在型観光＝一箇所に滞在し、滞在地で静養や体験型(自然、景観、歴史、文化、地場産業など、豊かな地域資源を有効に活用)を始めとしたレジャーを楽しむこと、またはそこを拠点に周辺の観光を楽しむレジャー形態のこと。

第2章 地域資源を活かした豊かなまちづくり

第4節 雇用環境の安定と勤労者福祉の向上

第1項 雇用環境と勤労者福祉の整備

■現状と課題

長引く景気の低迷や産業構造の変化、企業における事業再構築への取り組みがなされるなど、経営や雇用へのさまざまな影響が生じており、本町においてもこの景気低迷の影響による企業の閉鎖や縮小により雇用の場の確保が難しい状況にあります。

こうした状況の中、本町の過疎化をくい止め町民が安心して暮らせる町づくりのために、新たな雇用の場の創出や地元出身者、高校生の就労の場の確保、企業の存続や求人情報の提供を積極的に進めるための支援制度を検討する必要があります。

勤労者福祉については、企業における各種共済制度への加入促進や、生活資金貸付制度により安定した就業や生きがいをもって働ける職場づくりなど、勤労者の福祉向上に努める必要があります。さらに、季節労働者の通年雇用化に向けた取り組みについて、事業者や関係機関・団体・行政が一体となって推進していかなければなりません。

■基本方針

企業の新たな雇用創出に対する支援体制の充実や、起業による雇用創出に対する環境整備に努めるとともに、生活の基盤となる労働者の安定的な就労の場を確保します。

若者労働者や女性労働者などの地元定着のため、就労に適切な求人情報など就業支援体制を促進します。また、中・高校生などのインターンシップ研修の積極的な受け入れによる職業観の醸成を図り、ワークシェアリングを含め地元での就職に努めるとともに、地元出身者や高校卒業者、さらに障がい者や季節労働者に対し魅力ある雇用の場の確保や支援体制の充実を図り、雇用の安定と地域の活性化を目指します。

労働環境の改善と総合的な福祉事業の実施を促し、勤労者の豊かでゆとりある職場・社会生活の実現を促進するとともに、高齢者の知識と経験に基づく労働能力の活用により、高齢者の生きがい対策を推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

雇用環境と勤労者福祉の整備 (1)雇用の場の確保と情報提供

- ①ハローワークによる労働情報の提供
- ②障がい者等の雇用促進
- ③中・高校生などのインターンシップ研修による職業観の醸成
- ④地元出身者・高校卒業者の雇用の場の確保・支援体制の充実
- ⑤季節労働者対策の充実
- ⑥雇用創出のための支援体制の充実、環境整備及び人材育成

(2)労働環境と労働福祉の充実

- ①各種共済制度への加入促進、生活資金貸付制度の充実
- ②振動障害防止対策と労働災害の防止
- ③労働団体の育成
- ④労働能力の開発の推進

(3)高年齢者の労働能力の活用

- ①高年齢者の雇用の場の確保

※インターンシップ＝学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。

※ワークシェアリング＝労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。

第3章

ともに支えあい、安心、
安全に暮らせるまちづくり

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第1項 地域福祉の充実

■現状と課題

少子高齢化の進行、核家族化、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加などが進む中で、家庭や地域での相互扶助機能を発揮する機会が減少し、地域全体の連帯感が希薄化していることが懸念されています。

本町においても、若年層を中心とした人口流出により地域社会の構成員が減少し、地域の担い手が大幅に減少する中で、日常生活における支え合いや冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難になるなど、地域社会の維持さえ難しくなる状況が予測されます。

また、生活保護世帯やひとり親家庭世帯は5年前と比較して横ばいの状態にありますが、就労・住まいの確保・医療費助成など、自立支援のための各種施策の充実が求められています。

本町では、第2期地域福祉計画(平成23～27年度)の構築により、※3層からなる「地域福祉圏域」を設定し、各種施策を進め、「※自助・※互助」、「※地域の共助」、「※公助」の3段階で町民・事業者・行政のそれぞれが役割を果たし、地域密着型介護サービス基盤整備を推進してきました。

これまで、在宅福祉ネットワーク実施自治会も拡大し、安否確認・除雪・※サロン活動など、町民同士の助け合い・支え合い活動を展開しています。また、平成18年3月「※福祉でまちづくり宣言」以降、「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点に置き換え、福祉教育・地域福祉活動の推進を図っており、毎年「宣言記念事業」を開催するなど、今後も継続的な活動が求められています。

さらに、平成25年3月には、社会福祉協議会内に「あんしんサポートセンター」を設置し、日常生活支援や権利擁護に関する事業の充実と強化、利用者の状態に応じて切れ目のないサービス提供体制を構築しました。また、自治会との連携による、「災害時要援護者」の把握、個別避難支援計画の策定、個人情報(要援護者情報)の共有を進めています。

今後も引き続き、「あんしんサポーター養成事業」など、地域福祉推進のための人材育成や担い手の確保、自治会活動と連携を図った民生委員活動の充実さらに地域活動・ボランティア活動の拠点施設として整備を図った共生型交流拠点施設の活用促進など、地域福祉活動を推進する社会福祉協議会に対する支援や連携強化が必要です。

特に、生活困窮者自立支援に向けた取り組みについては、総合相談支援や日常生活支援、権利擁護の推進等、地域福祉施策をはじめとする既存施策との連携や、地域や社会福祉事業者と行政など関係機関における情報・課題の共有、連携の強化を更に推進し、自立支援に向けた体制を構築していかなければなりません。

■基本方針

本町の地域福祉施策は、5年を1期とする「地域福祉計画」(第3期は平成28～32年度)の基本理念である「地域のきずなと交流ネットワークを育み誰もが安心して心やすらかに暮らす 本別」を実現するため、また、「福祉でまちづくり」を推進するために必要な「自助、(互助)共助、公助」という考え方を町民・事業者・行政の3者が互いに理解し合い、それぞれの努力と適切な役割分担による「協働」事業の拡大に取り組み、計画の推進を図ります。

また、計画の評価・見直しは「※本別町健康長寿のまちづくり会議」(地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関)の審議により行います。

■施策の体系(主な施策・事業)

地域福祉の充実

(1) 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

- ① 情報提供・総合相談体制の充実
- ② 権利擁護体制(虐待防止・後見制度)の充実
- ③ 生活困窮者支援など新たな課題への対応

(2) 安全で安心して暮らせるまちづくり

- ① 福祉サービス基盤整備の推進
- ② 日常生活(自立生活)支援サービスの充実

- ③居住福祉の充実
(3) 地域ですべての人を包み支え合うしくみづくり
①「福祉でまちづくり」の意識高揚と人づくり
②ふれあいとつながり・安心のある地域づくり
③「福祉でまちづくり」の推進体制づくり

- ※ 3層からなる「地域福祉圏域」＝地域福祉を推進するために重層的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた福祉活動を推進している。(一次福祉圏域⇒家族、自治会など日常生活の基礎的な圏域、二次福祉圏域⇒中学校区・中核的な圏域、三次福祉圏域⇒全町的な圏域)
- ※ 自助＝自らの努力でなすこと。
- ※ 互助＝自助での対応が困難な事について、家族、近隣者等が互いに助け合うこと。
- ※ 地域の共助＝互助での対応が困難な事について、地域の中で協力し助け合うこと。
- ※ 公助＝行政等が公的援助を提供すること。
- ※ 扶助＝力添えをして助けること。
- ※ サロン活動＝地域住民同士が身近な集会施設等で定期的にふれあい、交流できる場・活動。
- ※ 福祉でまちづくり宣言＝「福祉のまち」から福祉を「まちづくり」という視点で捉え、地域全体で福祉を推進するため、町民組織による実行委員会が中心となり、平成 18 年3月に制定。
- ※ 本別町健康長寿のまちづくり会議＝高齢者や障がいのある方が健康で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、保健福祉施策への町民の参加を定めた「健康長寿のまちづくり条例」(町民主導による本町初の条例)に基づく組織。平成 13 年に設置。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第2項 子育て環境の整備

■現状と課題

全国的な少子化に歯止めがかからない中、女性の社会進出や就労形態の変化などによって、子育て環境も大きく変化しています。次代の担い手である子どもが、個性豊かな人間性を持って健やかに育つため、家庭での子育て力の向上とともに、地域における子育てへの関心と理解を高めながら、子育て家庭を支え合うことのできる体制づくりを進めていく必要があります。

このため、家庭や地域、行政の連携による保育サービスの充実など、子どもを安心して健やかに生み育てることのできる環境づくりと総合的な子育て支援策を進め、家庭や地域での養育力の向上を図っていかねばなりません。

本町においても少子化傾向が続いており、子どもを生み育てやすい環境の整備が喫緊の課題です。引き続き子どもたちの保健向上、児童福祉の増進のため、必要な事業を継続していく必要があります。

■基本方針

家庭や地域における子育て力を高めるため、町民ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実や子育て支援策を進めるとともに、地域や関係機関との連携を密にし、子どもたちの安全で健全な居場所の確保など「※未来にひろがる まめっ子すくすく計画(本別町子ども・子育て支援事業計画)」の取り組みを推進します。

すべての子育て世帯が子どもを生み育てやすい環境の整備を目指し、本別町子ども・子育て会議等の意見を反映しながら、さまざまな取り組みを進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

子育て環境の整備

- (1)子育て支援体制の充実
 - ①※利用者支援事業の充実
 - ②※地域子育て支援拠点事業の充実
- (2)子育てを支援する人材・団体の育成
 - ①すきやき隊の育成・支援
 - ②子育てサークルの育成・支援
- (3)保育サービスの充実
 - ①地域のニーズに応じた保育事業の運営・充実
 - ②保育士の人材確保と資質の向上
 - ③町の特色を生かした保育体系の確立
 - ④保育環境の充実
- (4)仕事と子育ての両立支援
 - ①子育て支援のための職場環境整備の啓発
 - ②延長保育事業の推進
 - ③病児保育事業の推進
 - ④※幼保連携型認定こども園の整備推進
- (5)児童虐待防止対策の充実
 - ①要保護児童対策地域協議会の充実
 - ②関係機関による一元的対応の推進
- (6)支援を必要とする子どもへの療育の充実
 - ①発達支援センターの充実
 - ②早期発見と適切な医療・相談体制の充実
 - ③保護者の不安を軽減する相談体制の充実
- (7)児童健全育成活動の充実
 - ①放課後児童対策の充実(児童館・学童保育所等の運営)

- ②中高生の居場所づくりの推進
- ③地域活動への参加促進
- ④子ども会活動の充実
- (8)乳幼児等医療費の助成・拡大

- ※ 未来にひろがる まめっ子すくすく計画(本別町子ども・子育て支援事業計画)＝将来の子育てに対するニーズを推計し、本別町が今後取り組むべき子育て支援施策の方向性や目標を定めたもの。(計画期間＝平成 27 年度～平成 31 年度)
- ※ 利用者支援事業＝子育て家庭に対し、ニーズに応じたサービス情報の提供や、相談に応じる総合的な窓口。
- ※ 地域子育て支援拠点＝地域の身近なところで気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所。
- ※ 幼保連携型認定こども園＝保護者の就労状況等により利用が制限されることなく、幼児期の学校教育と保育を受けることができる施設。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第3項 高齢者福祉、介護保険事業の充実

■現状と課題

平成 27 年9月末現在、本町の高齢者人口は 2,848 人、高齢化率は 37.6%であり、町民の3人に1人が高齢者となっています。推計における高齢者数は、平成 29 年度の 2,882 人をピークに緩やかな減少傾向に転じますが、高齢化率は人口減少に伴い平成 32 年度には 40%に達し、平成 37 年度には 43.6%になることが予測されます。

また、高齢者のいる世帯は総世帯数の 53%、高齢者単身及び夫婦世帯においても総世帯数の 40%を占めている現状にあり、要介護認定者数についても、80 歳以上の人口増に伴い、現在の 475 人から平成 37 年度には 550 人に達することが見込まれ、特に、高齢者単身世帯及び認知症高齢者の急増が見込まれます。さらに、現在の介護給付費は約8億5千万円ですが、高齢者人口の増加に伴い、今後も増加するものと推計しています。

本町は、「本別ならではの住まいの場を確保する」、「本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する」、「住み慣れた本別で安心して生活する」、「介護保険サービスを安定して提供する」を基本目標に、第6期銀河福祉タウン計画(高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画)の推進や各種施策を展開していますが、今後もこれらの施策の充実・強化が必要です。

また、「団塊の世代」が 75 歳以上になり、介護を必要とする人が増加する「2025 年」を見据えた中で、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らしや認知症、要介護状態になっても、住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が今以上に増えることを目指し、「介護予防」を重視した施策の充実に引き続き取り組むことが重要です。

介護保険制度の見直しにより、介護予防給付の内「訪問介護」「通所介護」が「新しい総合事業」に移行されていることから、円滑な運用及び体制整備の充実に努めます。

さらに、介護や介助が必要になった時の暮らし方として約 50%の人が「できるだけ自宅で暮らしたい」と考えており、現在の住居に住み続けたいと考えていることから、医療・介護・住まい・日常生活支援(見守り・買い物支援・移動手段)など、地域全体を包括するケア体制の構築が最重要課題であり、また、高齢者住宅や空き家の有効活用など本別ならではの住まいの場の確保についても整備を進めていく必要があります。

現在、自宅での生活を希望する高齢者が増える一方、自宅での介護や将来に対する不安を抱える高齢者・家族からは施設サービスへの期待・役割も求められており、町特別養護老人ホームの建替えによる施設の整備、また、介護人材の確保と質の高いサービス提供やサービスの在り方についての研修を実施し、質の向上と本人・家族そして地域との交流を図り、より信頼される施設づくりを目指しております。

しかし、介護老人福祉(保健)施設などの施設サービスの利用増加は、介護保険料上昇の大きな要因となることから、現状の施設サービス供給量を維持しながら、小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする在宅生活を重視した 24 時間 365 日のサービス提供体制の充実が求められております。

■基本方針

本町の高齢者福祉・介護保険事業施策は、3年を1期とする「銀河福祉タウン計画」(第6期は平成 27～29 年度)の推進とともに、高齢者自らが、「ほんべつ」を支える積極的な役割を果たし、このまちの主人公として、いつまでも自分らしく安心していきいきと暮らし続けることのできる「ほんべつ」の実現を目指します。

また、計画の評価・見直しは「本別町健康長寿のまちづくり会議」(地方自治法第 138 条の4第3項に規定する町長の附属機関)の審議により行います。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 高齢者福祉、介護保険事業の充実
- (1)本別ならではの住まいの場の確保
 - ①住まいの場としての特別養護老人ホーム、高齢者向け住宅の整備
 - ②高齢者の住まいに関する相談体制の整備

- (2)本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍できる体制づくり
 - ①健康づくり・生きがいづくりの推進
 - ②社会参加による生活支援や介護予防の推進
- (3)住み慣れた本別で安心して生活するための支援
 - ①ひとり暮らしを支える見守り・生活支援
 - ②認知症への理解づくり
 - ③地域での支え合いの推進
- (4)介護サービスの安定した提供
 - ①介護人材の確保とサービスの質の向上
 - ②介護に関する情報の提供
 - ③低所得者への対応

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第4項 障がい者福祉の充実

■現状と課題

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域社会の一員として個々の力量を発揮し、充実した生活が送れる社会を築くことが求められています。

障がい者施策は、平成15年度に支援費制度に変わり、障がい者自らが希望する福祉サービスが受けやすいものになりました。

平成18年に障害者自立支援法が施行、平成25年4月1日より障害者総合支援法の施行により難病患者への支援、地域生活支援事業等が実施されました。さらには平成26年4月1日には障害者支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化を遂げています。

町では、これらの状況に対応するため第5期障がい者保健福祉計画と第4期障がい福祉計画(平成27年度から平成29年度)を進めながら、生涯サポートシステム構築に向けた総合相談体制の整備、計画相談支援事業所や福祉就労の場の創設、チャレンジ雇用の実施など、地域で暮らす全ての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざした整備を図ってきました。

今後も増加が見込まれる障害福祉サービス利用者への支援体制の充実や障がいのある人の高齢化への対応、*難病患者や*発達障がいのある人への支援のあり方などの諸課題について、それぞれのライフステージに応じた一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・労働等の各分野において連携する体制を強めていかなければなりません。

■基本方針

本町の障がい者施策については3年を1期とする「障がい者保健福祉計画」と「障がい福祉計画」のさらなる推進と、*ノーマライゼーション理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに尊重しあいながら、ともに働き、ともに生きる社会、誰もが活躍できる環境、すなわち「自立と共生の地域社会」づくりを目指します。

地域での在宅生活・自立生活支援の充実を図るとともに、関係機関・団体や企業、ボランティア団体、*NPOなど、地域を構成するさまざまな客体が担っていくべき役割分担の方向を共有し、障がい者保健福祉を推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

障がい者福祉の充実

- (1)共に支えあう地域づくりの推進
 - ①情報の発信と啓発活動の推進
 - ②啓発活動の充実
 - ③福祉に関する教育の推進
 - ④社会参加の促進
 - ⑤町民参加の推進
 - ⑥自立支援協議会の再編成
- (2)地域でいきいき生活できる社会の実現
 - ①相談・マネジメント体制の充実
 - ②権利擁護の推進
 - ③生活を支えるために必要なサービスの確保と充実
 - ④療育の充実
 - ⑤保健・医療の充実
- (3)主体性・自立性の確立
 - ①就労支援体制の充実
 - ②多様な就労の場の確保
 - ③企業などへの理解の促進
- (4)すべての人にやさしいまちづくりの推進

- ①福祉環境の整備推進
- ②住環境の整備
- ③交通機関・移動支援の充実
- ④防災体制の充実

- ※ 難病＝原因不明で治療方法が未確立であって、かつ後遺症を残すおそれの少なくない疾患。
- ※ 発達障がい＝先天的な様々な要因によって主に乳児期から幼児期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。
- ※ ノーマライゼーション＝高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。
- ※ NPO＝民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第5項 ひとり親家庭福祉の充実

■現状と課題

少子高齢化、核家族化の進行など、子どもや家庭を取り巻く環境は変化しており、家庭・地域における子育て機能のあり方が変遷していることに加え、子育てに対する不安や負担感の増大が問題となっています。

とりわけひとり親家庭においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を担っているため、その経済的・精神的負担は一層大きくなっており、地域におけるサポート体制の充実が求められています。

特に母子家庭の母の場合、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断したりしていたこと等により、就職又は再就職に困難を伴うことが多く見受けられます。雇用形態についても、依然として正規雇用の比率が低く、パート・アルバイトといった不安定な雇用条件で就業している割合が高くなっており、母子家庭の平均収入が一般家庭と比べて低い要因のひとつとなっています。

また、ひとり親家庭で養育される子どもが受ける精神面での影響や進学のみなど、子どもの成長過程において生じる諸問題についての十分な配慮も必要です。

ひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を踏まえながら、引き続き国・北海道・関係団体と連携し、ひとり親家庭等の自立促進を支援するための施策を進めなければなりません。

■基本方針

ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方から、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、いきいきと豊かな自立生活を営み、子どもたちがすくすくと健やかに育つことができるようなまちづくりを目指します。

ひとり親家庭に対し、きめ細かな子育て・生活支援サービスと就業支援サービスを軸とした施策の推進を図るとともに、親自らがその能力を発揮して生活できるよう、社会全体でサポートしていく仕組みづくりを目指します。

■施策の体系(主な施策・事業)

- ひとり親家庭福祉の充実
 - (1)子育て支援策の充実
 - ①教育、保育施設利用時の利用者負担の軽減
 - (2)ひとり親家庭への支援
 - ①ひとり親家庭等医療費助成
 - ②就学(修学)支援
 - ③母子寡婦福祉資金貸付事業
 - ④児童扶養手当
 - ⑤相談支援体制の充実

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第1節 世代をこえ、心やさしく暮らせる社会づくり

第6項 社会保障の充実

■現状と課題

高齢化の進展、医療技術の高度化等により、国民総医療費は年々上昇し、医療制度改革が大きな課題となっています。

本町の※国民健康保険においては、景気の低迷に伴う雇用期間の短縮、季節雇用者の所得の減少、高齢者や年金生活者など低所得者世帯の増加により、医療費の上昇や保険税収入の減少で、事業運営は極めて厳しい状況となっています。

このようなことから、国民健康保険運営は、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担い、制度の安定化を目指すこととなりました。市町村はこれまで同様、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

北海道の※後期高齢者医療制度は、平成 20 年4月から北海道後期高齢者医療広域連合が主体となり運営しています。制度開始以降、改正をしつつも、十分定着しており、今後も現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ見直しに向けた検討を行うこととなっています。

一方、国民年金は、老後の所得保障という重要な役割を果たすことから、全町民の受給権確保に向けた広報活動などの取り組みを進めています。少子高齢化が急速に進展し、加入者の減少が続くことから、年金財政の持続可能性が危ぶまれ、多くの国民が制度への不安を抱えている状況にあります。今後も確実な制度運用を求めるなかで、無年金者の発生を防ぐための啓発活動に取り組んでいかなければなりません。

■基本方針

町民が安心して暮らし続けるために、きめ細かい国民健康保険事業の運営を図る必要があります。疾病を早期に発見し重症化を防ぐとともに被保険者の健康意識の高揚を図るため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施します。

保健・医療連携のもと、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図ります。さらに、国民健康保険特別会計の安定した運営と事務の効率化に努めます。

現行の後期高齢者医療制度の円滑な運営を進めるとともに、町民への制度の周知に努めます。

国民年金制度の趣旨普及に努め、未納者の納付意識の向上や納付困難者に保険料免除・納付猶予制度などの利用を促し、年金受給資格の確保に努めます。さらに、関係機関と連携を密にし、年金納付状況の確認など、相談体制の充実に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

社会保障の充実

- (1)国民健康保険制度の安定的な運営及び都道府県化への円滑な移行
- (2)後期高齢者医療制度の普及・啓発
- (3)国民年金制度の趣旨普及、加入促進

※ 国民健康保険＝健康保険法などの適用を受けない一般国民を対象とし、その傷病・出産・死亡などに関して必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険。

※ 後期高齢者医療制度＝国内に住む 75 歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74 歳)で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した日本の医療保険制度。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

第1項 健康づくりの推進

■現状と課題

少子高齢化、核家族化、社会生活環境の変化により、子育てや健康づくりを取り巻く環境は多様化しています。

子育てをめぐる課題では、親自身が乳幼児とかかわる機会が少ないことによる育児不安や、身近に育児支援が得られる環境にない場合もあり、育児が孤立化することなど親自身の※コミュニケーション能力不足などの課題も多くあります。その結果、育児ストレスが増加し虐待につながることもあり、子どもが健やかに生まれ育つ母子保健の充実が不可欠となっています。

成人期・高齢期には※生活習慣病によるさまざまな疾病や障がいが増えており、特定健診やがん検診などの受診率の向上が喫緊の課題です。また、認知症や生活機能低下によって介護が必要な状態の高齢者も増加しており、関係機関・団体と連携を図りながらの対策が重要となっています。

さらに、最近はストレスによるこころの不調や障がいを起因とする社会生活への不適応、うつや心身症などの健康問題が増加しており、こころの病や孤立などから自ら死を選ぶ人も少なくはなく、これらの課題に応じた※メンタルヘルス対策が求められています。

町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、健康的な生活習慣を身につけ、自分にあった健康づくりができるように支援していくことが必要です。

■基本方針

健康で安心して暮らせることは、町民すべての願いです。赤ちゃんからお年寄りまで生涯を通じた健康づくりを進めるため、保健・医療・福祉の連携強化を図り、各種健診及び保健指導や相談体制を充実します。また、健康に対する意識の醸成を図り、一人ひとりが健康づくりに取り組めるような体制を確立します。

子育て世代への支援として、コミュニケーション能力の向上を図るリフレッシュ講座や、家族間の絆を深めるためのたまご教室などを実施するとともに、学校での生(性)教育など思春期保健活動の強化を図ります。また、乳幼児の健診や各種相談事業で個別支援を行うほか、関係機関とも連携し、親と子に対する子育て支援の充実に努めます。

生活習慣病や感染症予防については、正しい情報を習得し予防活動を展開できるような体制整備を図るとともに、介護予防に資するための対象者の把握や介護予防事業の充実に努めます。

さらに、現代社会においてはいたるところにストレスの原因が渦巻いています。過剰なストレスを上手にコントロールし、心身の病気に陥らないようメンタルヘルスの普及啓発活動を続けるとともに、相談業務の充実に努めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

健康づくりの推進

(1)母子保健対策の推進

- ①妊娠期・乳幼児期の保健活動の充実
- ②障がい児・子育て支援対策の充実
- ③思春期保健活動の充実
- ④子育て支援医療給付

(2)成人保健対策の推進

- ①健康教育・健康相談・健康指導の充実
- ②特定健診・がん検診等の充実
- ③メンタルヘルス対策の充実

(3)感染症予防対策の推進

- ①乳幼児・学童の予防接種事業の充実
- ②高齢者の予防接種事業の充実
- ③エキノコックス症対策等の充実

(4)国民健康保険事業(健康管理センターによる健康管理事業)

- ①各種健康教育・健康指導事業・健康相談事業の推進
- ②健康組織育成事業
- ③認知症予防教室等の開催

- ※ コミュニケーション能力＝社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うことができる能力。
- ※ 生活習慣病＝心臓病・高血圧症・糖尿病・癌・脂質異常症など、不適切な食事、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣に起因すると考えられる病気。
- ※ メンタルヘルス＝心の健康。精神にかかわる健康のこと。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第2節 心身ともに健やかな地域づくり

第2項 医療体制の充実

■現状と課題

高齢社会の進展と生活習慣病など疾病構造の変貌により医療需要はますます増大し、質的にも一層多様化、高度化してきています。

健康で心豊かに暮らせることは、町民すべての願いであり、安心して生活できる医療環境の整備が強く望まれています。

本町を含む十勝東北部圏域は、過疎化が著しく、圏域だけで近年の高度化する医療を完結することは困難であり、※二次医療圏の帯広市周辺に依存せざるを得ない状況となっています。

自治体病院の広域化については、北海道主導による「十勝自治体病院等広域化・連携検討会議」が設置されましたが、具体的な進展はない状況となっています。これらの動向を踏まえつつ、管内7自治体病院で実施している医薬品の共同購入を継続し、さらに高度医療機器の共同利用など周辺町との※病・病連携、町内診療所等との※病・診連携を推進する必要があります。

また、重篤患者に対する医療として、帯広市周辺の二次医療機関、地域センター病院との連携の強化も重要となっています。

地域の基幹病院としての国保病院は、本別町と上浦幌地区を診療圏域とする一次医療圏で内科、外科の初期診療、慢性疾患治療、理学療法、救急医療、訪問診療のほか、耳鼻咽喉科、眼科、小児科、精神科、整形外科、脳神経外科などの専門外来、人工透析などの広域医療、人間ドック、町民ドックなどの公衆衛生活動の充実を図り、※MRIなど周辺地域にはない高度医療機器を整備し、地域医療に大きな役割を果たしています。

平成12年4月の新病院建設時に購入した機器は、耐用年数に到達し更新期を迎えており、機器の使用状況を勘案しながら計画的、効率的に更新していく必要があります。

国保病院は、一次医療圏の初期救急を担う、入院設備を整えた町内唯一の病院として機能の充実を進めていますが、地域に開かれた信頼される、町民のかかりつけ病院として、町民の受診率の向上を図る必要があります。医師や看護師、医療従事者の確保は大変重要な課題であり、大学や関係機関との連携を強化することはもちろん、インターネットや新聞、情報誌を活用するなど多様な方法により、独自に人材確保に努める必要があります。

また、医療制度改革による医療費（診療報酬）抑制傾向、診療圏域人口減少による患者数の減少など、病院経営を取り巻く環境は厳しく、より一層の病院財政の健全化が求められています。

■基本方針

平成21年2月策定の「本別町国民健康保険病院中・長期計画」を推進し、町民がいつでも安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療の提供に努めます。

医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保と資質の向上を図り信頼される病院づくりを目指します。

周辺町との病・病連携、町内の診療所等との病・診連携、さらに、保健・福祉関係機関と連携し、より良い医療サービスの提供に努め、医療ニーズの多様化や疾病構造の変化に対応できる医療体制の充実を図ります。

※ 二次医療圏＝病床の整備を図るにあたって設定する地域的単位のこと、本別町は帯広十勝を1つの二次医療圏としている。

※ 病・病連携＝病院と病院の連携。

※ 病・診連携＝病院と診療所の連携。

※ MRI＝磁気を利用して体内を縦横に撮影できる医療機器。

■施策の体系(主な施策・事業)

医療体制の充実

- (1)広域医療ネットワークの整備充実
 - ①帯広圏の二次医療圏病院、地域センター病院との連携強化
 - ②周辺町との病・病連携の強化
 - ③町内診療所、歯科医院等との病・診連携の強化
 - ④公立病院の連携による薬品共同購入の推進
- (2)*プライマリーヘルスケアの充実
 - ①患者の立場に立った、総合的な包括医療の推進
 - ②町民の「*かかりつけ病院」としての機能の充実
 - ③町民に信頼される病院づくりの推進
 - ④町民が病院運営に参画する活動を通じた、地域に開かれた病院の確立
 - ⑤寝たきり老人訪問診察、在宅医療の強化
- (3)予防医療の充実・高齢者医療の充実
 - ①人間ドック、町民ドック、脳ドック等の総合健診体制の充実
 - ②生活習慣病予防のための生活指導、栄養指導の強化
 - ③保健・医療・福祉が連携した認知症早期発見・予防対策の推進
- (4)地区センター病院としての機能の充実
 - ①MRI等高度診断装置の効率的活用
 - ②人工透析、精神科など広域医療の充実
 - ③眼科診療体制の充実
 - ④町民のニーズに合わせた専門診療科の開設
 - ⑤病院財政の健全化の推進
- (5)医療従事者の安定確保
 - ①関係機関との連携強化による、医療スタッフの確保
 - ②研究・研修の強化による、信頼される医療スタッフ・医療体制の構築
- (6)救急医療の充実
 - ①救急告示病院としての医療スタッフの待機体制・機器の整備などの機能の充実
 - ②*二次・三次救急病院との連携強化、情報伝達の迅速化の推進

※ プライマリーヘルスケア＝医療の原点に立ち戻り、社会正義の立場から今後の保健医療はいかにあるべきかを考え、それを実践しようとする理念と活動。

※ かかりつけ病院＝病気になったとき、真っ先に相談できる地域の病院のこと。

※ 二次・三次救急病院＝二次救急とは、緊急に入院治療の必要なもの。三次救急とは、特に高度で専門的な緊急治療を要するもの。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第1項 防災対策の強化

■現状と課題

町民の生命と財産を災害から守り、安心して生活できる環境づくりを進めることは、重要な使命であり大きな課題の一つでもあります。

頻発する災害に的確に対応するためには、防災対策や町民一人ひとりの防災意識の高揚を図っていくことがより一層重要であり、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導など災害時要援護者に配慮したきめ細かな施策を進める必要があります。また、町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識向上や自主防災組織などの育成、組織化の推進とともに、多くの町民参加による防災訓練、防災思想の徹底などを図る必要があります。

また、近年多発する※ゲリラ豪雨などの異常気象による土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)は、過去に未発生の地区でも発生しています。本町でも土砂災害防止法の基本調査により土砂災害が発生するおそれがある土地として「※土砂災害警戒区域」と「※土砂災害特別警戒区域」が示され、土砂災害防止法による区域指定と避難体制等の整備を推進しなければなりません。

町民が災害に対して迅速な対応ができるよう、防災行政無線などを活用しての適正な情報提供や地域防災計画に基づく災害対応に努めていますが、防災無線のデジタル化が国の方針として示されたことから、平成9年度更新整備された町防災行政無線及び※北海道総合行政情報ネットワークのデジタル化が必要です。

■基本方針

風水害や地震、土砂災害などの各種災害に対して、町民の生命と財産などを守り、災害に強いまちづくりを実現するため、交通・通信機能(防災無線等のデジタル化)の強化、国土保全事業及び市街地開発事業などによる災害に強いまちの形成、並びに施設のライフライン機能の安全性を確保し、※ハザードマップの活用による迅速・的確な避難、災害の予防及び町民の安心・安全の確保と災害の軽減を図るため、安全対策の充実を図ります。

災害発生時の応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速に行うための体制を整備し、防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、要支援者の避難支援プラン、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進を図ります。

また、避難場所や食料、防災資機材の備蓄等の整備を進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

防災対策の強化

(1)地域防災体制の強化

- ①交通・通信(防災無線のデジタル化)・ライフライン機能の強化
- ②河川、危険箇所対策などの基盤整備
- ③食料・防災資機材の備蓄整備

(2)防災意識の高揚

- ①自主防災組織の育成、防災訓練の実施
- ②防災計画・マニュアルの定期的な点検
- ③河川、土砂災害危険箇所のハザードマップの活用による避難体制確保

※ ゲリラ豪雨＝ゲリラの奇襲攻撃のように全く予期しない時間、場所に突然豪雨が襲う現象。

※ 土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)＝急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

※ 北海道総合行政情報ネットワーク＝災害時の通信手段として整備されたシステム。このネットワークは、北海道庁、各振興局及び市町村を地上系と衛星系の2つの通信ルートで結び、電話やファクシミリをはじめ、画像伝送など多様な行政情報の通信手段として活用されています。

※ ハザードマップ＝災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第2項 消防、救急、水防体制の強化

■現状と課題

過疎化や少子高齢化、複雑多様化する災害、疾病構造の変化に加え、*広域消防組織が発足されるなど消防防災体制への取り組み方が大きく変化している中、「町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを続けることができる」体制づくりを積極的に進めていく必要があり、さらに消防車両や消防施設などは年次計画により、更新、増強を図る必要があります。

消防救急のデジタル無線化及び119番受信の1本化をはじめとする*高機能指令センターの整備により、火災、救急等の出動も直近署所からの出動となり、一部地域では現場到着時間の短縮が可能となりました。しかし、救急業務については、交通事故や高齢化に伴う急病などによる出動が増加傾向にあり、また高速道路の開通に伴う大規模な交通事故も懸念され、応急措置の拡大や救急救命士の育成など、業務の高度化が求められており、救急体制の一層の充実を図っていく必要があります。

災害の複雑多様化により、火災等原因調査、防火対象物・危険物施設の違反是正などの消防業務も広範囲にわたる中、消防団員の確保も難しく、魅力ある消防団づくりを進めるためにも、各種専門的な知識の習得や研修、訓練の強化などが課題となっています。また、町民の高齢化が進み、災害時の町民相互の助け合いに支障をきたすのではないかと懸念も生じており、高齢化を見据えた防火、防災対策が必要です。

水防については、近年ゲリラ豪雨等も各地で発生しており、これを踏まえ本別町水防計画を基に、災害を最小限に食い止めるために各関係機関と連携を図り広域的な防災連携体制の確立を図る必要があります。

■基本方針

広域消防組織の発足に伴い、さらなる町民の期待と信頼に応えうる消防力の強化や、災害時の初動体制の強化に努め、消防庁舎、消防車両の更新、整備に努める一方、特に生命にかかわる救急・救助体制の充実強化を図り、応急手当の普及啓発はもちろん、*救急救命士の技術向上に努め高度救急を目指します。

防火・防災意識の高揚については、町民へのさらなる普及に努め、災害時要援護者、特に独居老人等に対する防火・防災対策の強化に努めます。

また、水防対策については各関係機関と連携のもと、体制の充実強化を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

消防、救急、水防体制 (1) 消防力の充実強化

の強化

- ① 消防車両の更新
 - ② 消防、救急機材等の更新、整備
 - ③ 消防水利の補修管理、整備
 - ④ 消防団員の確保及び技術向上
- (2) 救急救助体制の充実強化
- ① 応急手当の普及啓発
 - ② 救急救命士の増員、技術向上のための教育訓練
 - ③ 救急・救助資機材の整備
 - ④ *高規格救急車の更新
- (3) 防火、防災意識の高揚
- ① 予防査察の推進
 - ② 啓発活動の推進
 - ③ 災害時要援護者等に対する防火対策の強化
- (4) 水防体制の整備
- ① 水防工法訓練の実施
 - ② 水防資機材の購入

※ 広域消防組織＝平成 18 年6月に改正された「消防組織法」及び、7月に告示された消防の広域化に関する「基本指針」に基づき十勝管内を1つの組織とした「とかち広域消防事務組合」が平成 28 年4月1日に発足。

※ 高機能指令センター＝通信指令業務の一元化で円滑な消防、救急活動が十勝全域で行うことができる。

※ 救急救命士＝救急救命士法に基づき、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急 救命処置を行うことを業とする者。

※ 高規格救急車＝この救急車は、救急救命士による高度な 処置が行える 資機材を積載。傷病者 収容部分 及び 収納庫を拡大し、救急患者に 走行時の振動を与えないよう、緩衝装置のついた 防振架台等を装備。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第3項 交通安全、防犯対策の推進

■現状と課題

経済の発展に伴った生活・経済圏の拡大や道路網の整備、自動車の保有台数の増加、高齢化の進展などにより交通事情も大きく変わり、依然として交通事故が絶えない状況にあります。特に高齢者が被害に遭う事故の多発や、交通事故の被害状況も悲惨さを増し、大きな社会問題となっています。

この現実を踏まえ、交通事故対策として、警察はもとより関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備を促進する必要があります。

安全な社会と平穏な生活の確保、秩序ある社会の発展は町民の願いです。本町での犯罪発生件数は少なく、比較的平穏な地域となっていますが、全国的に見ると、刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪な殺傷事件の発生が後を絶たないほか、特殊詐欺やサイバー犯罪、危険ドラッグに係る犯罪の発生等、予断を許さない状況となっています。また、検挙人数に占める再犯者の比率が上昇を続けており、再犯防止対策の重要性が高まっています。本別町交通安全推進委員会、本別町生活安全推進協議会、警察及び関係機関と連携を取りながら、犯罪や事故のない安心で安全な地域社会の実現を目指さなければなりません。

防犯灯(街路灯)については、夜間における犯罪の防止と町民の通行の安全をはかり、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため効果的な整備が必要です。

■基本方針

交通事故のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察関係機関や諸団体との連携と協力のもとに、交通安全教育や啓発活動などを行いながら、交通安全施設の整備・充実に努めるとともに、町民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図ります。

犯罪のない明るく住みよいまちづくりを目指し、警察はもとより関係機関や町民との連携を強化し、防犯活動に努めるとともに、更生保護活動に協力します。

防犯灯(街路灯)については、*LED照明灯への整備が完了しましたが、さらに環境に配慮した安全で安心な暮らしの設備充実に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

交通安全、防犯対策の推進 (1)交通安全対策の推進

- ①交通安全教育機会の確保(特に高齢者)
- ②町民参加型啓発運動の充実
- ③交通安全知識の啓発強化
- ④道路標識などの整備
- ⑤歩行者に優しい歩道などの整備
- ⑥関係機関等との連携による交通安全施設の整備

(2)防犯対策及び更生保護活動の推進

- ①防犯啓発運動の実施
- ②環境にやさしい防犯灯(街路灯)の適正な整備
- ③更生保護活動・社会を明るくする運動の推進

※ LED＝導電することによって発光する半導体素子。電球や蛍光灯に比べて余分な熱を消費せず寿命も圧倒的に長いため、次世代の照明として期待されている。

第3章 ともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

第3節 安心して暮らす生活基盤の確立

第4項 治山、治水対策の推進

■現状と課題

本町は、四方を山に囲まれた自然豊かなまちである反面、崩壊や浸食を受けやすい山々が多いため、集中豪雨や長雨等による山地災害が発生しやすい状況にあります。加えて国産材の価格低迷により林業採算性が悪化するとともに、森林所有者の高齢化と不在村森林所有者の増加等により伐採跡地や適正な管理がされていない森林が増加傾向にある等、※治山対策を取り巻く状況は厳しいものがあります。

しかし、森林の持つ災害防止、水源のかん養、環境保全などの機能を強化することが、安全で安心に暮らせる生活基盤を確立する上で、欠かすことのできない重要な課題であることから、※保安林の指定、森林整備・管理や治山事業を関係機関と協議をしながら計画的かつ精力的に進める必要があります。また、本町の市街地を縦横断する利別川・本別川は、公園や各種スポーツなどのレクリエーションの場として広く利用されています。地域との連携活動及び協働を一層推進し、良好な河川環境の整備と保全のため、河道整備を進める必要があります。

さらに、本町の中小河川は、改修計画を持たない原始河川がほとんどであり、山が近く急流箇所も多い状況の中、周辺の山林の伐採などで流れ出た水が沢地や山林の崩壊にもつながっています。

河床洗掘による倒木も多く、原始河川としての形態が変わり、本来の自然防災機能が損なわれてきている現状です。大雨や融水時の水害を防止するためにも、国や北海道と連携しながら未改修の中小河川等の治水対策を進める必要があります。

なお、治山、治水対策の推進に当たっては、自然に配慮、調和した整備を進めて行かなければなりません。

■基本方針

森林の持つ災害防止、環境保全などの公益的機能の強化を図るため、計画的な治山事業を関係機関等と十分協議をしながら進めます。

無堤防区間を有する原始河川の自然災害に対する防災機能強化のため、現況河畔林の適切な保全と親水性や自然豊かな水辺空間の創出、川辺に生息する小動物に配慮した河川の保全に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

治山、治水対策の推進

(1)町土の保全と安全な場づくり

- ①地すべり、急傾斜地崩壊対策の推進
- ②自然に配慮した治山事業の推進
- ③自然及び防災に配慮した河川の維持

※ 治山=災害を防ぐために植林などをして山を整備すること。

※ 保安林=森林のもつ公益的機能をもっともよく発揮させるために、とくに必要な森林を森林法に基づき指定し、その森林の適切な保全と森林施業を確保する森林。

第4章

快適でやさしさのある

まちづくり

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

第1項 総合交通体系の整備

■現状と課題

人口減少社会の到来や道路ストック等の更新投資の本格化などの社会的背景を踏まえ、将来を展望した広域的道路網を確立するため関係機関と連携を取りながら道路整備の一層の効果的・効率的な実施に向け取り組んでいくことが重要です。

本町では、高速自動車道、国道、道道を骨格とし、これに接続する生活道路としての町道で形成されています。国道、道道については、整備されていない路線もあり、関係機関に早期整備について要望を行っています。町道は、幹線道路の整備は進んでいるものの、銀河線の廃止に伴う道路整備や未整備路線もあることから、計画的な整備を検討しているところです。

また、道路橋の長寿命化による点検、補修や架け替えなど、さらに、人にやさしい道路の整備として、通学路等におけるバリアフリー化を計画的に進めていかなければなりません。

冬期間における車両の安全な走行性の確保と歩道の除雪は、町民生活に影響を与えないよう最大限迅速に行なう必要があります。

北海道横断自動車道は道央圏から十勝圏まで全開通し、さらに、平成 27 年度には釧路市阿寒町まで延長されることから、高速自動車道路網を最大限活用した施策はもちろん、一般道路における交通量や地域への影響等に注意が必要です。

また、交通手段を持たない町民の足の確保は、地域間幹線系統である帯広陸別線（ふるさと銀河線代替バス）や本別・浦幌を結ぶ生活維持路線、町内市街地を循環する太陽の丘循環バス、郊外と市街地を結ぶ町有バスやへき地患者輸送バスにより維持確保と安定運行に努めてきているところです。

しかし、帯広陸別線については、近年利用者数の減少から自治体における運行経費負担が年々増加している状況であり、今後も維持存続させていくため、さらなる利用促進を図る必要があります。

引き続き、利用者ニーズの調査等を行いながら、有効かつ効果的な公共交通手段を確保する必要があります。

■基本方針

子どもや高齢者などの交通弱者をはじめとするすべての利用者ニーズに合った歩行空間の改善や移動の利便性、安全性の向上を目指し、安全で快適な生活環境の基本となる生活道路の整備を進めます。また、冬期交通の安全確保のため除排雪の充実や路面凍結対策などの維持管理に努めます。

北海道横断自動車道における釧路圏やさらには北見圏への全開通を見据え、広域的道路網を確立するため、関係機関との連携のもとに、道路交通の円滑化と安全を図り、幹線道路の整備促進に努めます。

また、近隣市町と連携し帯広陸別線や本別・浦幌生活維持路線の安定的な運行と利用促進を図るとともに、公共交通をまちづくりの一環と捉え、町民の誰もが利用しやすく、かつ経済的にも持続可能な地域公共交通の維持確保を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

総合交通体系の整備

(1)主要幹線道路網の整備

- ①北海道横断自動車道（本別～釧路・北見間）の整備促進
- ②国道 242 号の整備促進
- ③道道の整備促進
- ④町道の整備促進（生活道路の整備、交差点改良、道路橋の長寿命化による点検・補修・改修）

(2)人にやさしい道路網の整備

- ①冬期間の車道及び歩道除排雪の充実
- ②ゆとりある歩道の確立とバリアフリー化の促進

(3)公共交通機関の確保

- ①地域公共交通総合連携計画の確実な実施
- ②ふるさと銀河線代替バス振興会議への支援
- ③ふるさと銀河線代替バス・生活維持路線の安定的運行
- ④高速自動車道路網を活用した、都市間バスの誘致検討
- ⑤太陽の丘循環バス・へき地患者輸送バスの運行

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第1節 人とモノの交差点、交通、情報ネットワークの確立

第2項 情報通信の整備、利活用

■現状と課題

世界的に*インターネットを活用した通信情報網が急速に発展している中であって、情報が価値を生む社会であり、情報通信の高速化への対応が重要となっています。

本町においても、公平に、また、簡単な使い方で、必要な情報を必要な時に、安心・安全に利用できる環境を構築するため、平成22年に国の地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)を活用し、町内に存在する*ブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目的とし*光ケーブルによる高速通信網の整備を行い、平成23年6月からブロードバンドサービスの提供を開始しました。

さらに同事業により、平成23年7月でテレビのアナログ放送が終了しデジタル放送に移行することにより、これまでテレビを視聴していた世帯においてデジタル波を受信できない新たな難視聴世帯へのテレビサービスの提供も行い、誰もが、いつでも、どこでも、簡単に情報を活用できる環境が整いました。

整備済みの本別デジタルテレビジョン中継局、本別沢テレビ中継局(ミニサテ)とあわせた安定的なテレビ放送を実現させ、中継局についてはNHK・民放事業者と、また、光ケーブルについてはブロードバンドサービスも含めて民間通信事業者と連携し民間の力を活用しながら継続的かつ安定的なサービス提供のため維持管理に努めなければなりません。

情報化時代において情報発信ツールの一つとしてまちの*ホームページの充実が必要不可欠です。本別町を発信するための手段としてこれまで以上の充実が望まれます。また、スマートフォン等のモバイル端末の普及が急速に進んでおり、情報化の推進にあたっては、モバイル端末への対応も進めて行く必要があります。

町民誰もが情報化の恩恵を受けられるよう、サービスの取得方法を明確にし、誰もが手軽に情報取得ができるよう本別町地域情報化計画を策定し、情報化の必要性やその活用方法などを周知しなければなりません。

■基本方針

情報通信網の整備は、町民のすべてが便利で快適な日常生活を送ることができる環境と経済活動に情報技術を十分活用できる環境を整えるものです。

防災、医療、福祉、保健、教育、町民生活、産業などあらゆる分野において光ケーブルやモバイル端末を活用し、情報及びコミュニケーションツール等を提供することにより行政サービスの向上を目指します。特に公式ホームページについて充実を図り、町民が知りたい、また、活用したい情報の提供に努めます。

高速通信網を実現する光ケーブルについては、民間通信事業者と連携し、サービスを含めた維持管理に努め、整備された通信網を有効に利活用することを目的として、地域の活性化と住みよいまちづくりの指針となる、本別町地域情報化計画を策定します。

難視聴地域への解消施設であるテレビ中継所については、今後ともNHK・民放事業者と連携し維持管理に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 情報通信の整備、利活用
- (1)高速通信網の整備・維持保守
 - ①光ケーブルによる高速通信網
 - ②本別町地域情報化計画の策定
 - (2)高速通信網の利活用
 - ①町公式ホームページの充実
 - ②民間通信事業者によるブロードバンドサービスの提供
 - ③民間通信事業者による*ケーブルテレビを活用した各種情報の提供
 - (3)難視聴地域解消施設の維持管理

※ インターネット＝共通の通信仕様を用いて全世界の膨大な数のコンピュータ等を相互に繋いだ、コンピュータネットワーク。

※ ブロードバンド＝大量のデジタルデータ伝送が可能な高速・大容量通信。

※ ブロードバンド・ゼロ地域＝ブロードバンドを利用することのできない地域をなくすこと。

※ 光ケーブル＝透明度の高いプラスチックを使った光ファイバーの通信ケーブル。高速、長距離、大容量のデータ通信に有利。

※ ホームページ＝インターネット上にある様々な情報を提供するデータベース。

※ ケーブルテレビ＝専用のケーブルを用いて、住宅にテレビ放送を提供するサービス。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第2節 持続可能な社会づくりへの貢献

第1項 循環型地域社会の推進

■現状と課題

地球温暖化が叫ばれる今日、次世代を担う子どもたちが、安全・安心な快適で人にやさしいまちづくりを進めて行くには、太陽光などの再生可能な自然エネルギー等の利活用が重要な課題と考えられます。合わせて、エコドライブなどの無駄をはぶいた省エネ運動が、低炭素化社会に向けた大きな課題と考えられます。

本町で生まれるエネルギーには、全国的に見て日照時間が長い太陽光・太陽熱、※バイオマス、水力、冬季における雪氷熱などの温度差エネルギー等さまざまな自然エネルギーがあります。石油だけに頼らず、身近にある自然エネルギーを活かす事や、冬期の暖房温度を今までよりも下げるなどの取り組みが、環境にやさしい取り組みと考えられます。

本別町で生まれるエネルギーを本別町で消費し、エネルギーの地産地消の取り組みが、※循環型地域社会への推進となると考えられます。

■基本方針

地球温暖化等を身近な課題とし、環境にやさしいまちづくりを進めていくため、身近なエネルギーや家庭でできる省エネなど、地球温暖化対策に向けた推進方策を検討し、普及啓発活動を行います。

新エネ・省エネ機器等の普及啓発を行なうため、公共施設への先行導入や町民等への導入助成を行います。

■施策の体系(主な施策・事業)

循環型地域社会の推進

- (1)低炭素化に向けた地域の社会づくり
 - ①地球温暖化対策推進方策の検討
- (2)再生可能エネルギーの導入推進
 - ①公共施設への新・省エネ機器等の先導的導入
 - ②各産業への普及啓発
- (3)環境学習と普及啓発の推進
 - ①環境学習の充実
 - ②町民に向けた普及啓発
- (4)町独自の支援策の実施
 - ①町民等に向けた新・省エネ機器導入の助成

※ バイオマス＝生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。

※ 循環型地域社会＝有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第2節 持続可能な社会づくりへの貢献

第2項 環境保全の推進

■現状と課題

産業経済が発展し、工場などからの排水や排出ガスによる公害の発生やレジャー施設の開発などによる自然破壊、人々の生活様式の多様化、産業構造の変化、市街地への人口集中などによる自動車の排出ガスや騒音・生活排水による水質汚濁といったいわゆる生活型公害といった問題が生じています。一方、身近な自然とのふれあいなど緑豊かなうろちのある快適な環境に対するニーズが強くなってきています。

また、近年、都市型・地域型の公害に加え、地球温暖化といった地球環境の破壊や廃棄物などによる環境汚染が重要な問題としてクローズアップされています。特に、地球温暖化対策の枠組みをきめた「パリ協定」が平成27年12月、※COP21において採択され、各国において温室効果ガスの削減目標を設定し、日本においても2030年度には約26%（2013年度比）の目標に向け地球環境保持に向けた意欲ある取り組みが必要になります。

本町の美しい環境を町民共有の財産として、将来にわたって大切に守り育てていくことができるよう、町民一人ひとりが、人と環境のかかわりについて理解と認識を深め、日常生活や事業活動における価値観と行動様式を見直していく必要があります。

■基本方針

私たちの環境をよりよいものにしていくためには、町民一人ひとりが環境に関する基本的な知識を身に付けることにより、理解と知識を深め、環境保全意識の高揚を図ることが何よりも重要です。

このため、環境学習を総合的・体系的に推進するとともに、町民・民間団体などの自主的な環境保全活動を促進します。

都市化の進展や生活様式の多様化、産業活動などによる公害の未然防止と発生源への対策を推進し、町民が快適な生活をおくることができるよう、企業・町民の協力を得て、監視活動を強化します。

より良い環境を引き継いでいくには、私たち一人ひとりが、その使命と責任を強く心に刻みながら、環境問題を身近なものとしてとらえることが大切です。その一環として、自らも環境への負荷を継続的に低減する取り組みを検討します。

■施策の体系(主な施策・事業)

環境保全の推進

- (1)環境保全意識の高揚
 - ①環境意識の啓発の推進
 - ②自主的な環境保全活動の推進
- (2)公害防止対策の推進
 - ①公害物質測定と監視体制の強化
 - ②計画的な環境保全の推進

※ COP21=気候変動枠組条約第21回締約国会議。2020年以降の地球温暖化対策の法的枠組みをまとめた「パリ協定」を採択した。

第3項 水資源の確保と利用

■現状と課題

地上に降り注いだ雨水は、大地に恵みを与え、川や地下水となって海へと下り、太陽の働きで蒸発し、大気圏から再び地上へ戻って来ます。このような神秘的な自然の大循環が将来に渡っても繰り返されることが、私たちの暮らしを支える上で大変重要です。

近年、平常時の河川流量の減少や水質汚濁、地下水の水位低下など、水循環の健全性が損なわれており、水の有する多面的な機能が十分発揮されるよう、健全な水循環系の保全と回復に努める必要があります。

本町における水道水源は、河川からの表流水・湧水及び地下水を取水しておりますが、ここ数年、地球温暖化等によって引き起こされる気象変動の影響で、今まで保たれてきた水収支のバランスが崩れる恐れがあります。

引き続き水資源を安定的に確保するため、水源かん養機能を発揮させる適正な森林整備等は重要であり、現在、市街地の主な供給源である本別川上流の国有林は保安林に指定されており、伐採が行なわれた後には植林が行われています。今後も保水力と浄化機能を高めるため森林の育成に力を入れ、持続的に取り組む必要があります。

また、水質、水量、水生生物、水辺地等の水環境を総合的に捉え、水循環系全体を視野に入れた環境にやさしい施策を展開する必要があります。

■基本方針

近年、自然や生活の中で水に触れる機会が少なくなり、限りある貴重な水資源は未来を担う次世代に健全な姿で引き継ぐため、豊かな生態系を育む機能や景観等の良好な水辺空間の保全と回復に努めるとともに、森林の持つ水源かん養機能を発揮させるため、森林整備を推進します。

町民が自らの生活に与える影響への理解を深めるための環境学習等を進め、流域内の行政・町民・事業者などが、認識を共有しながら適正な役割分担の下に、みんなが活動に積極的に参加できるように取り組みます。

■施策の体系(主な施策・事業)

水資源の確保と利用

(1)豊かで良質な水資源の確保

- ①森林の適正管理による水源かん養機能の維持向上
- ②河川維持流量、環境用水の確保

(2)うるおいのある水辺空間の創出

- ①河川に触れ親しむ場の保全・回復と整備
- ②町民の水環境学習と地域環境活動への参加

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第1項 有効な土地利用の推進

■現状と課題

土地は個人や企業などの私的な財産であるとともに、町民が生活や生産活動などを行う場所であり、町民共有の有限な財産です。

この間、町では「※農業振興地域整備計画」「※本別町都市計画マスタープラン」「※緑の基本計画」などを策定し、都市的な土地利用と自然的な土地利用の調和を図りつつ、適切な土地利用に努めてきました。

しかし、中心市街地では人口減少や少子高齢化、購買力の流出などに伴い、空き家や空き店舗、空き地などが増加し、まちの顔としてのイメージと活力の低下が憂慮されており、民間と行政が一体となった総体的な対策を検討する必要があります。また、農村地帯では今後予想される農家の減少からくる農地の流動化、農地の適切な保全活用に努めていくことが重要となっています。

今後も土地利用関係法、町が定めた各種計画の適切な運用に努め、恵まれた自然環境と調和し、産業の振興や生活環境の整備を推進するため、社会情勢の変化に対応した秩序ある土地利用を図る必要があります。

なお、地籍調査事業については、事業を休止している自治体が多い状況にあり、今後、地域情勢や財政状況などを勘案し、関係機関と十分協議しながら慎重に対応していく必要があります。

また、地番データ、固定資産データ、農地データ、森林データ、農振データなどのその他土地情報について、適正管理と効果的な活用に努める必要があることから定期的なデータの更新が課題となっています。さらに、北海道横断自動車道の整備に伴うインターチェンジ付近の土地利用や、ふるさと銀河線跡地の有効活用についても計画的に進めなければなりません。

■基本方針

効率的な社会経済活動と安全で快適な生活が確保できるように、「農業振興地域整備計画」「本別町都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」を進めながら、地域の実情に応じた「自然的土地利用」と「都市的土地利用」による計画的な土地利用の誘導に努めます。

町内の土地の適正な把握と管理を進めるため、土地情報化システムの構築に努めます。

北海道横断自動車道を最大限活用した施策の展開をするため、インターチェンジ付近の土地利用について、計画的に整備を進める必要があります。さらに、ふるさと銀河線跡地については、銀河線跡地管理及び利用計画指針に基づき進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

有効な土地利用の推進

- (1)計画的な土地利用の推進
 - ①各種計画の適切な運用
- (2)土地情報などの適正管理
 - ①土地情報化システムの整備
- (3)公益的用地、公共的用地の土地利用
 - ①インターチェンジ付近の利用
 - ②ふるさと銀河線跡地の利用

※ 農業振興地域整備計画＝農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のこと。

※ 本別町都市計画マスタープラン＝都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする町のマスタープラン。

※ 緑の基本計画＝町の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画として規定されており、区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合的な計画。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第2項 上水道等の整備

■現状と課題

水道は、町民の生活と密接に結びついたライフラインであり、安全で良質な水を安定的に供給することが基本となります。

本町の上水道は、1日給水量3,715 m³の施設能力を有し、市街地をはじめ広範囲にわたって水を供給しており、普及率は平成26年度末で98.7%となっています。

簡易水道は、仙美里・勇足・美里別の3箇所、1日給水量の合計は、3,028 m³の能力を有する施設があり、平成21年度に西美里別地区道営事業での拡張整備が完了しており、今後は、完了地区の普及推進に取り組んでいく必要があります。

このほか、営農用水道では、西勇足に1日給水量258 m³の能力を有する施設が設置され、平成33年には美蘭別地区道営事業が完了の見込みであり、未普及地域解消に向け、事業を進めています。

上水道区域の水道施設は、昭和50年代に建設された施設であり、更新時期が迫り長期計画により現在も整備を進めています。また、簡易水道・営農用水道区域においても、機器・計装設備の更新時期に入り、安心・安全・安定供給をするために財政状況を勘案しながら更新整備を進めていく必要があります。

■基本方針

水は、町民の日常生活から産業活動に至るまで、あらゆる面で欠かすことのできない資源であることから、災害時にも強い水道施設を計画的に整備します。

また、水の安全性やおいしさに対する利用者の関心や要望は、一層高まっており、安全で安定した水の供給に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

上水道等の整備

(1)安定した水の供給

- ①配水管の整備
- ②水道量水器整備
- ③水道施設の整備

(2)安全で安心な水の供給

- ①浄水場施設機器・計装設備整備
- ②「水」のPR活動の推進
- ③水質管理体制の強化

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第3項 下水道等の整備

■現状と課題

下水道は町民が快適で豊かな生活を営むうえで欠くことのできない施設であり、環境整備・保全の面からも、下水道による生活排水の適切な処理は河川の汚染を防ぐとともに、都市と自然との共存にとって重要な役割を担っています。

本町の公共下水道は、昭和 56 年度から事業に着手し、※污水管渠の整備と※終末処理場の建設を進め、平成3年3月の一部供用開始とともに、計画的に整備を行っています。

平成 26 年度末での下水道普及率は 66.8%、水洗化率は 90.1%、認可区域内の面整備率は 78.5%と毎年高くなっています。今後も未整備地域の土地利用の動向を見ながら整備を進めていく必要があります。

また、供用開始後およそ 25 年が経過している下水道施設の機能を維持するために、適切な維持管理のもと、老朽化した機器の更新を計画的かつ経済的に進め施設の長寿命化を図ることが不可欠となっています。

一方、公共下水道区域外の地域については、平成 11 年度より※浄化槽整備事業を開始し、生活排水施設総合普及率は、平成 26 年度末で 81.6%となっています。年間の設置基数は減少傾向にありますが、生活環境の整備には欠くことの出来ない事業であり、今後も浄化槽整備に対するニーズは高いものと思われます。

また、污水处理で生じる下水道汚泥については、農地へ肥料として還元することを基本に処理を行っており、今後も資源の有効活用を進めて行く必要があります。

さらに、水洗化率や普及率向上に向けて、これらの整備を計画的に進めるとともに、その普及促進のための啓発活動についても取り組んでいかなければなりません。

■基本方針

快適な生活環境を確保するため、公共下水道の未整備地域における整備を推進するとともに、施設の維持管理を計画的かつ経済的に進め、機器の長寿命化を図るとともに、公共下水道区域以外の地域については浄化槽整備事業による整備を推進します。

下水道汚泥については、肥料として出来る限り再利用に努めます。併せて、水洗化の普及促進のための啓発活動を行い水洗化の促進に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

下水道の整備

(1)公共下水道事業の推進

①管渠網の整備

②終末処理場機器等の計画的な整備

③管渠の維持補修

(2)浄化槽整備事業の推進

(3)下水道汚泥の再利用推進

(4)水洗化の促進

※ 污水管渠＝分流式下水道において、汚水を流下させる管。

※ 終末処理場＝下水を最終的に処理して、河川その他の公共用水域へ放流するための処理施設。

※ 浄化槽＝終末処理場につながらない地域で、水洗便所等の汚物を分解・消毒するための装置。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第4項 住宅、宅地の整備

■現状と課題

生活水準の向上や、世帯構成の変化等から、住まいに対する町民のニーズは多様化しており、少子・高齢化社会や、良質な居住環境に対応した住宅づくりが望まれています。

本町の人口は減少傾向にある中、世帯数は横ばいであり、核家族化傾向が進んでいます。また、高齢者の一人暮らしも増えており、福祉と連携した住宅環境づくりを行わなければなりません。

市街地については、空き家や遊休地が点在しており、空き家実態調査をもとに有効活用など施策が必要です。

これまで、公営住宅等の整備は、高齢者社会に対応した住環境の向上を図るための建て替えや改築などを行っており、引き続き、本別町住宅政策推進計画の効率的な運用と、地域の特性を十分踏まえた、人にやさしい住宅整備、周辺環境整備を行っていく必要があります。

近年、田舎暮らしを求めて、地方への移住を希望する人が増えています。本町においても定住人口の増加や交流人口の増加の観点から受け入れ体制の充実が求められています。

■基本方針

住み慣れた地域で安心して生活し続けることができ、町民の多様なニーズに対応した良質な住まいや本町にふさわしい住みよい住環境の整備を進めます。

公営住宅等の整備については、地域特性も踏まえながら、福祉でまちづくりと連携した施策の検討により実施を図ります。

田舎へのあこがれや第2のふるさと探しの動きを踏まえ、本別町内の受け入れ体制の整備や道内外への情報発信等に取り組み、経験豊かな人材の移住や交流を促進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

住宅、宅地の整備

- (1)定住促進につながる住まい、住環境の整備
 - ①空き家の利活用による多様な世帯の居住確保
 - ②住宅改修や住宅取得支援制度の整備
 - ③特定空き家等に対する対応の検討実施
 - ④既存宅地や定住促進団地の活用による定住の促進
 - ⑤遊休地の利活用等の検討
- (2)「福祉でまちづくり」と連携した、住環境の整備
 - ①高齢者にやさしい生活基盤・住宅の展開
 - ②安全・安心な生活が確保できる住環境の整備
 - ③住宅におけるバリアフリー化の推進
 - ④寒地の気候に対応した住宅工法の普及展開
 - ⑤多様な住まいの展開による、居住福祉の充実
 - ⑥公営住宅事業の計画的な推進による、居住水準の向上
 - ⑦少子高齢者社会に対応した、人にやさしい公営住宅の整備
- (3)移住者の受け入れ体制の充実
 - ①移住者対応窓口の充実
 - ②お試し移住等のメニューの充実
 - ③移住情報の発信
 - ④移住者住宅の支援

※ 本別町住宅政策推進計画＝本町の地域特性に応じた町内全般にわたる住宅政策の基本的な方針で公営住宅の整備推進に向けた計画。

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第5項 公園、緑地の整備

■現状と課題

公園や緑地は、町民の憩いとふれあいの場を提供し、安全な遊び場としての機能を有するとともに、快適な環境づくりや万が一の災害時の避難場所としての役割を担う重要な都市施設です。

本町の市街地には、総合公園をはじめ、運動公園などの都市公園がバランス良く配置されており、その中で特に「義経の里本別公園」は、自然豊かな環境を活かした総合公園であり、町民のボランティアによる遊歩道や遊具の整備、植樹祭などが行われています。キャンプ場の無料開放など、町民をはじめ、町外から訪れる人にも快適で利用しやすい公園づくりに取り組んできました。

近年、多くの人々から、四季折々に変化する自然豊かな公園として高い評価が得られ、さらにはイベントや交通公園遊具等の人気も重なり観光客が増加の傾向にあります。今後も、本町の大切な観光資源として、「義経の里本別公園」を核とした、更に魅力ある施設整備が重要な課題です。

公園施設については、利用者の安全で利活用しやすい公園づくりを進める必要があり、計画的な維持補修や改築・更新も含めた公園施設の長寿命化や、誰でも利用しやすい公園施設の整備も進めていかなければなりません。

環境に対する町民意識の高まる中、緑豊かで親しみのもてる公園や緑地づくりは重要な課題です。

■基本方針

幼児から高齢者まで幅広い利用者の安全と、潤いと安らぎのある快適な生活環境を実現するため、計画的な維持補修や改築・更新も含めた公園施設の長寿命化を図るとともに、自然豊かで魅力のある公園・緑地の整備に努めます。

「義経の里本別公園」は、町民の憩いの場として自然豊かな環境を活かしながら、誰もが安全に楽しく訪れるために、公園内の遊歩道や神居山・義経山・弁慶洞を一体化した遊歩道の維持、整備を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

公園、緑地の整備

(1)ふれあいのある公園の整備

- ①幼児から高齢者まで利用しやすい公園の整備
- ②公園施設の計画的な整備

(2)自然豊かな義経の里本別公園の整備

- ①観光拠点として、魅力あふれる公園の計画的な整備促進

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第6項 ゴミ、し尿処理の充実

■現状と課題

循環型社会の形成のためには、国、地方自治体、事業者及び町民のそれぞれが適切に役割を分担して取り組むことが重要です。

国においては環境負荷を低減するため、資源循環型社会の構築に向けた基本的な考えと枠組みを示すとともに、廃棄物の適正処理、3R の推進を図るほか、環境に配慮した製品を調達するグリーン購入法や、個別品目の特性に応じた「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」など、ごみ排出の抑制に向けた具体的施策が展開され、一定の成果を得ています。

本町では、平成 14 年 12 月から池北三町での広域ゴミ処理事業が始まり、17 種類の分別収集を実施、平成 17 年7月からはゴミ処理の有料化が始まり、リサイクルの推進やゴミの減量化に努めてきました。

今後も町民の幅広い協力を得ながら、一層の減量化とリサイクル運動などを進め、ゴミの排出量の抑制を図っていく必要があります。

また、平成 31 年には最終処分場が満了となるため、銀河クリーンセンターに代わる新たなごみの中間処理及び最終処分場の確保に向けた検討を進めていきます。

し尿処理については、十勝環境複合事務組合による共同処理を平成 18 年から帯広市の中島処理場で行っていますが、現在、施設の老朽化に伴い広域での新たな処理場の建設事業が始まっており、し尿くみ取り手数料や収集・運搬を含め効率的な体制づくりが求められています。

■基本方針

国の「循環型社会形成推進基本計画」が策定されたことを受け、北海道ではこれらを総合的・計画的に推進するため「北海道循環型社会推進計画」を策定しました。

このため本町では、ゴミの3R(リデュース・リユース・リサイクル)を進め、町民の理解と協力を得ながらゴミの減量化や資源としての再利用できるものなどの分別等のさらなる徹底を図ります。

し尿処理については、町内の汲み取り業者に帯広市中島処理場までの搬送に対し平成24年度から助成を開始しており、引き続き処理体制の充実を図るため、十勝環境複合事務組合と連携を強化します。

■施策の体系(主な施策・事業)

ゴミ、し尿処理の充実

- (1)ゴミの減量化と処理
 - ①収集体制の見直しと分別の徹底
 - ②ゴミ減量化及び不法投棄への対策
 - ③新たなごみ処理体制の整備
- (2)リサイクルの推進
 - ①資源ゴミのリサイクル推進
 - ②生ゴミの堆肥化
 - ③資源集団回収の推進
 - ④町民への啓発と普及
- (3)し尿処理体制の充実
 - ①十勝環境複合事務組合との連携強化
 - ②し尿搬送等に係る支援

第4章 快適でやさしさのあるまちづくり

第3節 快適でうるおいあふれる生活環境の整備

第7項 環境衛生、墓地、火葬場の充実

■現状と課題

国民の生活水準が向上し、健康や自然環境に対する関心が高まってきており、人にやさしい衛生的な生活環境が強く望まれています。

本町では、「ポイ捨てゼロの日」運動として空き缶回収等の清掃活動、環境美化運動など、自治会や本別町保健衛生組合など町民組織が中心になった活動により、衛生的で美しい町づくりを目指しています。しかしながら、ペットの放し飼いによる糞尿の問題等もあることから、所有者へマナーの啓発と指導、また狂犬病予防の観点から、予防接種の徹底や野犬掃討などの対策を進めていく必要があります。

また、本町の火葬場は昭和54年に整備して以来、現在まで施設の一部補修改装等を行ってきており、新たな施設整備も含めた検討が必要です。

現在、町内にある28ヵ所の墓地のうち3ヵ所は町が直接維持管理を行っていますが、過疎化や少子高齢化に伴い、その他の墓地の管理が厳しい状況になりつつあります。また、錦町とキロロは供用可能な区画がほとんど無く、本別霊園に規格墓所と自由墓所の建立を受け付けていますが、公営墓地においては、墓を返還する件数が年々増えており、今後は墓地のあり方について検討を進める必要があります。

公衆浴場は、利用者の減少等により経営維持は困難な状況であることから、公衆衛生の向上や増進の観点から、引き続き公衆浴場の維持確保に努めなければなりません。

■基本方針

美しく住みよい町を目指し、町民と協働で環境美化の取り組みを進めます。畜犬などについては、飼育管理を徹底し、所有者へマナーの啓発と指導を行います。

火葬場は、既存敷地では用地狭小の問題から改造は困難であるため、新たな施設の整備について広域での施設整備を含めて調査、検討を進め、公営墓地の計画的な整備を推進します。

公衆衛生の向上及び増進の観点から、公衆浴場の維持運営を支援します。

■施策の体系(主な施策・事業)

環境衛生、墓地、火葬場の充実

- (1)環境美化運動の推進
 - ①「ポイ捨てゼロの日」運動の推進
 - ②ゴミの不法投棄の防止強化
 - ③自治会単位の環境美化運動の推進
- (2)畜犬登録と野犬掃討の推進
 - ①畜犬登録の推進と放し飼いの解消
 - ②野犬掃討と狂犬病対策の推進
- (3)火葬場の整備と霊園の整備の推進
 - ①火葬場整備の検討
 - ②墓地整備の検討
- (4)公衆浴場の維持確保
 - ①公衆浴場運営の支援

第5章

町民力、地域力、行政力が
発揮できるまちづくり

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第1項 町民参加のまちづくり

■現状と課題

本別町には、古くから先人達が、さまざまな形で支え合いながら、知恵をしぼり、汗をかき、活気のあ
るまちづくりを進めてきました。

まちの課題や生活を取り巻く問題を解決するために自発的に活動している人、自治会や各種団体、
グループを通じ活動しているなど、多方面で活躍をしています。この町民の「点」での活動を「線」に、さ
らに、「面」にし、有機的に成長させていくことが必要です。

住みよいまちづくりのためには、町民と行政とがお互いに目的を共有し、一緒になって考え、解決し
ていくという「協働」のシステムを構築し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどに取り組んでいくこ
とが、「住み続けたいまちづくり」につながっていきます。

町民の力を積極的にまちづくりに活かすため、町民と共通の視点で協働していく姿勢を持ち、町民
が活動しやすいような仕組みが必要です。

併せて、これまで行政主体で行なわれてきた公共サービスの提供についても、町民やNPO、企業等
の民間との連携を図っていくことも求められています。

今後の行政運営を円滑に推進していく上で、町民、議会、行政の3者の役割と責任を明確にする制
度の確立が必要となっています。

■基本方針

地域が抱える多様な課題に対応するため、行政だけでなく、町民や企業、各種団体、学校、町民活
動団体等の多様な主体と連携しながら、解決していく「参加と協働」によるまちづくりを進めます。

さらなる町民のまちづくりへの参加機会の拡大をめざすため、条例委員など町附属機関の委員の公
募制を充実させるとともに、情報通信網を活用した町民参加の機会を検討し、より多くの町民の意見が
反映できるよう努めます。

さらに、町民を対象とした研修会の開催や人材の育成に努め、地域における人と人とのつながりを
大切にした取り組みを積極的に行います。また、町民参加による※自治基本条例の 制定に向けた取り
組みを進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

町民参加のまちづくり

- (1)町民参加機会の拡大
 - ①条例委員などの公募制の充実
 - ②計画策定などの町民参加の拡大
 - ③(仮称)自治基本条例の制定
- (2)町民協働の体系づくり
 - ①町民協働意識の向上
 - ②町民協働事業の推進
- (3)協働の担い手の支援
 - ①町民向け講座の充実
 - ②町民活動情報の発信

※ 自治基本条例＝その地域における自治の基本原則や、行政の基本ルールなど基本原則を定めるもので、「自治体の憲法」
ともよばれています。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第2項 地域活動の推進

■現状と課題

近年の生活様式や個人意識の多様化は、地域コミュニティへの参加意識の希薄化を招いており、地域における町民相互の交流や連帯感、以前に比べ弱い傾向にあります。

本町には、自治会として76の組織があり、それぞれの自治会が防犯、福祉、清掃活動など進めています。しかし、高齢化や過疎化が急速に進んでおり、自治機能の低下も見受けられる状況もあることから、自治会の合併や統合等を視野に入れながら、自治会連合会とも協議をし、自治機能回復のため今後のあり方について検討をしていかなければなりません。

さらに、近年、町民自ら身近な課題を解決するため、従来の自治会活動に加え、ボランティア活動など、新たな活動の必要性が出てきており、より多くの会員の参画や連携によって活動の輪を広げていくことが重要です。

今後も、住みよい地域社会を作り上げていくため、自治会活動に対する支援を行うとともに、新しい町民活動を支えていくための条件整備を図りつつ、コミュニティの場を整備活用していく必要があります。

■基本方針

社会の著しい変化や過疎化、少子高齢化の進展は、町民の生活意識や生活様式の多様化を生み出し、それに伴うふれあいの希薄化、核家族化の進行などにより、連帯意識や助け合いの意識、近所づきあいなどの交流が少なくなってきました。

こうした中、自治会は、地域全体に行き渡る組織として、また、町民と行政を結ぶ組織として重要な役割を担っています。

地域活動の主役は町民との視点のもとに、活動の活性化と自主運営に対する支援をするとともに、町民の福祉・文化の向上と自治会活動を推進するため、地域集会施設の支援や整備等を図ります。

■施策の体系(主な施策・事業)

地域活動の推進

(1) 自治会組織の育成強化、連携意識の高揚

① 自治会意識の高揚

② コミュニティ運動の推進

③ 自治会活動推進交付金の交付

④ 自治会組織(地域力)の強化

(2) 地域集会施設の支援・整備等

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第3項 広報広聴の充実

■現状と課題

町民と行政とが協働してまちづくりを進めていくためには、町民に行政の方針や抱える課題を適切に伝え、情報を共有するとともに、町民の意向を施策に反映させる必要があります。

本町では、町民に親しまれ、読んでみたいと思われるような紙面、そして「町民と行政のかけはし」となり「まちづくり」につながる広報紙を目指しています。

町の抱える課題や町民の皆さんの元気な姿など、まちの動静を幅広く周知し、情報をリアルタイムで共有し、お互いに語り合えるような紙面になるよう努めるとともに、年々高齢化が進んでいることから文字の大きさにも配慮した人にやさしい広報紙づくりにも取り組んでいます。

また、インターネットでの情報入手が主流になりつつあることから、本別町公式ホームページにも広報紙を含めた様々な情報を広く町内外へ発信し、本別町をPRしています。

今後は、あらゆる情報が求められていることから、広報紙やホームページにおいて的確で迅速な情報を提供し、「親しまれる」から「必要とされる」広報紙、ホームページを目指す必要があります。

広聴活動については、町民の声を聴く機会を積極的に設け、情報をリアルタイムで共有しお互いに語り合うことが重要です。

■基本方針

協働のまちづくりを推進するにあたっては、町民と行政が情報を共有していくために多様な手段、方法を用い、行政が保有する情報を可能な限り町民へ提供・公開していくことが必要なことから、積極的な広報活動を展開するとともに、見る側の視点に立った「読んでみたい」と思われる広報紙面や「見てみたい」と思われるホームページづくりに努め、内容の充実を図ります。

また、観光資源などの本町の魅力を町内外に積極的に発信するとともに、町内でブロードバンドサービスを提供する民間通信事業者と連携を図るなど、メディアを活用した取り組みを進め、本町への新しい人の流れの創出や交流人口の増大を目指した情報発信を行います。

また、町民の方々からの意見・要望などを幅広く聴くための機会や仕組みをつくり、誰もが町政に参画し、町民一人ひとりが主役のまちづくりを推進します。

■施策の体系(主な施策・事業)

広報広聴の充実

(1)広報広聴活動の充実

- ①町広報紙、町公式ホームページの充実
- ②町勢要覧作成など町の情報の発信
- ③多様な情報の提供
- ④各種懇談会の開催

※広報＝官公庁・企業・各種団体などが、施策や業務内容などを広く一般の人に知らせること。

※広聴＝行政機関などが、広く一般の人の意見や要望などを聞くこと。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第1節 町民参加のまちづくり

第4項 男女共同参画社会の形成

■現状と課題

少子化や核家族化など急速な社会環境の変化により、女性のライフスタイルも多様化が進んでおり、※男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりのニーズや目標に応じた適切な支援が求められています。

国レベルでも、「※男女雇用機会均等法」や「※育児・介護休業法」、「※次世代育成支援対策推進法」や新たに「※女性活躍推進法」が制定されるなど法制度の整備により、仕事と子育てや介護その他の家庭生活との両立が進みつつあり、女性の社会進出に関して一定の成果を上げているものの、今もなお多くの分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在しており、女性の能力発揮や社会参画を阻む要因となっています。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシャルハラスメントなどによる社会問題がいまだあとを絶たず発生しており、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

本町においても、法律などの趣旨に鑑み、今後も男女がともに責任を分かち合い、あらゆる分野において、性別にかかわらず、誰もがいきいきと幸せを感じながら暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが必要です。

■基本方針

これまでの男女の固定的な役割分担の意識の変革を進めながら、家庭や地域社会、さらには各種研修会等とおして男女平等に根ざす教育の充実に努めます。

家庭や職場、地域における女性問題の解決に向け、関係機関と連携を図り、意識啓発や相談体制等の充実に努めます。

また、各種審議会、委員会など政策決定の場など地域社会活動への女性の参画しやすい環境を整備するとともに参画の促進に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- 男女共同参画社会の形成
 - (1)男女共同参画に向けた意識の醸成
 - ①男女共同参画についての啓発活動の推進
 - ②男女平等の研修の充実
 - (2)男女共同参画の環境整備
 - ①女性に対する支援機能の充実
 - ②女性委員等の積極的な登用

- ※ 男女共同参画社会＝男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
- ※ 男女雇用機会均等法＝募集・採用、配置、福利厚生、退職、解雇などにおける男女の差別的な取り扱いの禁止、セクシャルハラスメントの禁止などを定める法律。
- ※ 育児・介護休業法＝育児や家族の介護を行う労働者を支援する目的で、育児休業・介護休業、ならびに子の看護休暇について定める法律。
- ※ 次世代育成支援対策推進法＝次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。
- ※ 女性活躍推進法＝女性が職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備する法律。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第2節 健全な行財政運営

第1項 行財政運営の推進

■現状と課題

長引く地域経済の低迷や人口減少による税収の伸び悩みに加え、地方交付税が削減される一方で、地域経済の活性化や雇用機会の創出、公共施設の老朽化対策、高齢、障がい、子育て支援をはじめとする福祉・医療などの行政需要が増大し、厳しい財政運営を余儀なくされています。

限られた財源のなかで健全な財政運営を行うには、積極的に財政状況について情報公開を進めながら、真に必要な事務事業の選択とさらなる経費縮減を進め、持続可能な健全財政を確保していくことが求められています。

また、人口減少が見込まれる中、地方創生の取り組みから、「ひと」と「しごと」の好循環を作り、「まち」の活性化と地域経済の活力を維持し、町税をはじめとする自主財源の安定した確保に努める必要があります。

さらに、事務の効率化を進めながら、迅速で的確な意思決定ができる組織体制を構築するとともに、複雑化、多様化する町民ニーズに対応し、町民の目線に立った質の高いまちづくりが必要であり、組織全体での政策形成能力の向上を図るため、職員一人ひとりの資質の向上が求められます。

非常に厳しい行財政環境の中で協働によるまちづくりを推進し、町民サービスの維持・向上を図るため、今まで以上にさまざまな観点から「新本別町行財政改革計画」に取り組む必要があります。

■基本方針

町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めるべく、これまでの行政改革の成果を踏まえ、残された課題を十分把握した上で、町民・団体・企業・行政が、相互に理解を深め、協働の視点でこれからの財政運営のありかたを見つけ出し、事務事業の整理・統合を一層進め、持続可能な財政運営を推進します。

新本別町行財政改革計画を推進し、複雑化、多様化する町民ニーズに的確に対応し、組織の効率化や職員の能力開発等を行い、あらゆる事態にも対応できる体力のあるまちづくりを目指します。

また、「本別町まち・ひと・しごと総合戦略」の推進により、本町が将来にわたって持続可能な元気で活力のある「まち」を創造していくため、地域資源や地域産業を活かす政策展開、暮らしやすいまちの創生、まち・ひと・しごとの好循環を確立し、地域内において官民で創りだす「まちの稼ぐ力」を増幅させる取り組みを積極的に進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

行財政運営の推進

(1)健全な財政運営の推進

- ①収入の確保(自主財源の確保)
- ②経常収支の改善
- ③給与水準・定員管理の適正化
- ④公債費負担の適正化
- ⑤公営企業の経営健全化
- ⑥新たな計画・指標を活用した、財政の健全化・透明化
- ⑦受益者負担の適正化

(2)効率で質の高い行政運営の推進

- ①新本別町行財政改革の実践
- ②職員研修の充実
- ③公有遊休地等の適正管理と有効利用
- ④公共施設の適正配置と効率的な管理
- ⑤適正な公会計制度の運用

(3)地域創生の総合的推進

- ①地域資源を活用した元気な産業と安定した雇用の確保・創出
- ②本別の特性に磨きをかけ新しい人の流れをつくる

- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境をつくる
- ④将来にわたって元気な地域をつくり安全・安心な暮らしを確保

- ※ 町民力＝町民が自主的・自発的に地域課題の克服に取り組もうとする力。
- ※ 地域力＝地域社会の問題について市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力。
- ※ 行政力＝自治体の「ちから」であり、本別町としての「実力」です。自治体の健全な都市経営を行っていく力量であり、効果的な施策を展開できる職員の力量のこと。（職員の力の結集）
- ※ 行財政改革計画＝簡素で効率的な本別町のまちづくりを実現するための計画。
- ※ 公会計制度＝地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第2節 健全な行財政運営

第2項 開かれた町政づくり

■現状と課題

まちづくりの基本は、このまちに住む町民が自ら考え、意見を持ち、行動することにあります。そのため、まちに関するさまざまな情報などが、十分に提供され、説明されていなければなりません。

このことは民主主義の原理であり、住民自治の原点であると考えます。

町民一人ひとりの価値観が多様化し、社会情勢が大きく変わっていく中であって、よりよい地域の創造のため、新たな価値を構築することが求められています。

町が保有する情報は町民と共有の財産であると位置づけ、誰もが知りたいときに自由に知り得よう知る権利を明らかにするとともに、町政の諸活動について、その公開性を高め、まちづくりへ町民の参加を促進し、創造性豊かなまちづくりのため、平成 14 年に「※情報公開条例」を制定し、開かれた町政づくりを進めています。

協働によるまちづくりを進めるためには、※情報公開制度、※個人情報保護制度の適正な運用に努めることはもちろんですが、情報の提供・公表の一層の充実を図っていくなど情報公開の総合的な推進を図り、町民の情報に対するニーズに的確に応えていく必要があります。

情報公開条例の制定により、町側からの情報公開・情報提供は進みつつありますが、町民の意見、意識の把握といった点では、一層の取り組みの推進が求められています。

町民の視点に立った行政運営を実現するため、町づくりに関する情報公開と広聴機能をさらに充実させることが必要です。

■基本方針

近年の行政活動の領域の拡大やその内容の専門化、高度化などに伴い、行政機関にはさまざまな内容の大量な情報が集積されています。

また、※地方分権が進展する中、町民中心の町政を実現するためには、主権者である町民が町政を監視し、理解し、また町政へ積極的に参加していくことが不可欠であり、そのためには町政に関する情報が公開されていることが前提となります。

情報公開制度、個人情報保護制度とも、適切な文書管理の基礎の上に成り立つことから、その根幹となる「文書管理」の適切な運用を図るとともに、そのあり方について、今後も調査研究を進めます。

また、行政情報が積極的に利活用されるように、行政情報の内容の充実や提供の機会の拡充などを検討します。

町民に対して「知る権利」の浸透を図り、※プライバシーに配慮しながら各種の行政情報を提供していくとともに、誰もが利用できる、情報の提供に努めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- | | |
|-----------|-------------------|
| 開かれた町政づくり | (1)情報公開制度の充実 |
| | ①情報公開の総合的な推進 |
| | ②文書管理環境の整備 |
| | (2)透明性の高いまちづくりの推進 |
| | ①情報公開条例の適正な運用 |

※ 情報公開条例＝地方公共団体の行政機関が保有する情報の情報公開(開示)請求手続きを定めた条例。

※ 情報公開制度＝行政機関の保有する情報を開示請求する権利を国民に認める制度。

※ 個人情報保護制度＝「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度。

※ 地方分権＝政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、あるいは全面的に移管する事。

※ プライバシー＝個人や家庭内の私事・私生活。個人の秘密。また、それが他人から干渉・侵害を受けない権利。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第3節 広域行政と交流活動

第1項 広域行政の推進

■現状と課題

交通・通信網の整備による活動範囲の拡大により、町民の生活は町域の枠を大きく越えて営まれています。また、地方分権の進展に伴い、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められるようになり、その必要性を増しています。

この間、歴史的な背景や地理的な条件から近隣自治体や十勝、全道規模での連携による各種事業を展開しているところではあります。

しかし、人口減少や基本的社会構造の変化などによる新たな課題への対応や、さらなる行財政改革に取り組む必要性に迫られることから、行政区域境という見えない壁を取り払い、町民にとって最適な広域行政を展開していくことが求められています。

平成 23 年からは、十勝管内の全市町村の主体的取り組みとして、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化などの魅力を活用し、NPOや企業といった民間の担い手を含めた役割分担において、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住の促進を目的とする、※十勝定住自立圏構想の取り組みを進めています。また、十勝東北部における枠組みで地域課題解決に向けた連携施策の検討を進めています。

■基本方針

ますます複雑化する行政課題を解決するために、十勝圏複合事務組合をはじめとする広域的な連携施策を進めるとともに、参加自治体との連携、協力を積極的に推進します。

十勝東北部圏域や近隣自治体との連携においては、特に行政区域の枠に収まらない人口減少対策や地域住民の安心生活にかかる課題克服に向けた検討を積極的に進め、行政サービス等の向上により生まれる、地域コミュニティの活性化や地域の定住に繋がる取り組みを推進します。

また、行政コストの削減は、共通性のある事務事業を共同処理することによって削減を図ることが可能なことから、独自の行財政改革と併せ、広域行政（連携）による行政コスト削減に努めます。

今後も効率的かつ質の高い行政サービスを提供するため、広域行政が可能な事務事業については、具体的な手法を交えた検討を進め、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の確立に努めます。

■施策の体系（主な施策・事業）

広域行政の推進

- (1) 広域連携体制の強化
 - ① 既存広域連携の推進
 - ② 十勝定住自立圏構想の推進
- (2) 十勝広域市町村圏域の連携推進
 - ① 十勝圏複合事務組合との連携強化
(帯広高等看護学院、十勝市町村税滞納整理機構、十勝教育研修センター)
 - ② とちかち広域消防事務組合との連携強化
- (3) 広域行政課題への対応
 - ① 行政全般にかかわる広域事業の運営充実
 - ② 行政全般にかかわる広域行政の検討推進

※ 十勝定住自立圏構想＝都市機能を有する市と近隣町村が相互に役割分担・連携・協力することにより、必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。平成 22 年 11 月に、十勝 19 市町村長により、オール十勝で定住自立圏の形成を目指すことを確認した。

第5章 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

第3節 広域行政と交流活動

第2項 国際交流、地域間交流の推進

■現状と課題

本町の国際交流は、「町民ジェット」による交流を契機に、*オーストラリア・キルモアとの姉妹都市提携、さらに、キルモアと周辺市町の合併でミッチェルが誕生し、ミッチェルと再調印をしています。現在、中高生の派遣事業、相互の親善訪問など行政の枠を越え友好関係を育んでいます。

地域内の取り組みは、本別町国際交流協会が中心となり、十勝インターナショナル協会、国際協力機構(JICA)の受け入れなど幅広い交流活動を積極的に展開しています。

また地域間交流活動の推進は、町民にとっても多様な視点に触れる機会として、相互に刺激し合い、お互いの成長や理解へとつなげるほか、地域の賑わいを増大するなど重要な役割を担っております。

現在、本町は、*徳島県小松島市と友好都市提携を結んでおり、勇足小学校と立江小学校との交流を始め、相互派遣研修、特産物の販売などの交流が行われています。

また、昭和60年より*宮城県南三陸町と中・高校生による相互交流を実施しており、交流参加後は、学校での生徒会活動や地域での活動などさまざまな場面でリーダーとしての役割を果たしている姿が見られています。

さらに、平成24年度には*釧路管内白糠町と包括交流連携協定を結び、産業・スポーツ、文化さらに災害対策、支援などあらゆる分野において互いの地域の特性を尊重し、連携交流を推進することとしています。

地域間交流活動は、お互いの地域の学習資源を積極的に活用し、地域に根ざした学習機会の拡充を図るとともに、自らの地域をあらためて認識・理解するうえで有効な手段の一つとなっており、今後も、質の高い交流が続くよう育んでいく必要があります。

■基本方針

国際感覚豊かな人材の育成や民間団体のさまざまな交流の後押しを積極的に行い、国際交流の基盤づくりや地域の国際化を進めます。

中・高校生による国際交流研修事業については、事業の継続も含め、国際交流のあり方や実施手法を検討しながら国際交流の推進を図ります。

地域間交流活動は、異文化へのふれあい、青少年の人材育成、地域資源の発掘・活用、さらには町民活動の醸成など、効果は広範多岐に及ぶものであり、そこで生まれる交流人口は、まちづくりを進める上で大きな力となることから、今後も積極的に進めます。

■施策の体系(主な施策・事業)

- | | |
|---------------|---------------|
| 国際交流、地域間交流の推進 | (1)国際交流の推進 |
| | ①国際交流機会の充実 |
| | ②国際交流団体との連携 |
| | ③国際理解教育の推進 |
| | (2)地域間交流の推進 |
| | ①地域間交流の積極的な推進 |

※ オーストラリア・キルモア・ミッチェル＝1985年に始まった「町民ジェット」で前身であるキルモア町を訪問したことから交流が始まり1991年(平成3年)の本別町開基90年に際し、キルモアとの姉妹都市提携を締結。1994年(平成6年)にキルモアと周辺市町の合併でミッチェルが誕生し、姉妹都市再提携。以来、中高生の海外研修や親善訪問など相互において密な関係を結び、一層の交流に努めている。

※ 徳島県小松島市＝本別町と小松島市の関係は、明治30年に阿波の国・立江村(あわのくに・たつえむら、現在の小松島市)の東條儀三郎村長が移民団を結成し、本別町勇足地区に入植したことが始まり。この歴史的交流の背景を受け、1991年(平成3年)から、本別町立勇足小学校と小松島市立江小学校との交流また本別町と小松島市の職員による相互派遣研修を実施し、更には双方の特産物の販売を行うなど、活発な交流活動を行っている。

※ 宮城県南三陸町＝(旧志津川町)30年以上、ジュニアリーダー活動の相互交流が続けられており、それが縁で東日本大震災以後、復興支援を行っている。

※ 釧路管内白糠町＝「海沿いのまち」と「内陸のまち」で地域特性が異なる市町村同士が不足する地域資源を相互に補完し合いながら、日常的な交流により地域の活性化を図るとともに、災害時における相互応援など幅広い交流を行うことを目指している。

付 属 資 料

第6次本別町総合計画 付属資料

資料1 本別町総合計画策定審議会諮問、答申

諮問

本 企 号
平成28年2月19日

本別町総合計画策定審議会
会長 今 野 公 司 様

中川郡本別町長 高 橋 正 夫

第6次本別町総合計画の策定に伴う諮問について

平成23年度からスタートしました第6次本別町総合計画は、多くの町民の皆さんの想いを込め、「学び」と「ひとづくり」を中心にまちづくりを展開する基本方針のもと策定いたしました。

この度、前期基本計画期間が満了することから、これまでのまちづくりの成果や課題などをふまえ、基本構想に掲げる将来像や基本目標の更なる実現をしていくため、今後の施策ごとの展開方針や主な取り組みなどを明示する第6次本別町総合計画後期基本計画について、貴策定審議会より答申をいただきたく、ここに諮問いたします。

答申

答 申 書

平成28年2月29日

本別町長 高 橋 正 夫 様

本別町総合計画策定審議会
会長 今 野 公 司

平成28年2月19日付けで町長から諮問を受けた本別町第6次総合計画後期基本計画について、当審議会では慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、貴職におかれましては、本計画をすみやかに策定のうえ、引き続き、めざす将来像「ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり」の実現に向け、総合的かつ計画的な施策の推進に努められますよう期待します。

記

「第6次本別町総合計画後期基本計画」は、前期基本計画の課題や社会経済情勢の動向を踏まえ、かつ当審議会における議論の内容を踏まえたものとなっており、妥当な内容と認められます。

なお、町民も行政とともに手を携え、これからのまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

このことから、本計画の策定および推進にあたっては、次の点や審議の過程で出された意見に十分配慮されることを要望します。

- 1 「協働によるまちづくり」の推進にあたっては、町民と行政が手を携え密接に進めていくことが大切と考えることから、各分野における地域の課題解決や施策実現を図るため、効果的に「町民力」を発揮する「仕組みづくり」に努められたい。
- 2 「町民力」を発揮するため、女性がさらに活躍できる環境づくりと、若い世代が積極的にまちづくりに参画できるよう工夫されたい。
- 3 本計画を実効性のある計画にしていくために、本計画の定期的な町民目線における検証を行いながら、着実な計画推進が図られるよう努められたい。
- 4 施策事業の実施や展開にあたり、町民との一体性や共通理解を深めるため、広く町民の意見を聞くことや町民への行政情報の迅速かつ正確な情報提供を図られたい。

資料2 本別町総合計画策定に係る取組経過

平成27年5月7日 本別町総合計画推進委員会設置

平成27年5月～ 前期基本計画の事業別総括作業

<町民アンケートの実施（地方創生）>

○調査対象者 町民1,000名

○実施期間 平成27年6月8日～16日

<高校生アンケート調査の実施（地方創生）>

○調査対象者 本別高校全生徒

○実施期間 平成27年7月21日～23日

※平成27年10月 本別町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略策定

平成２７年１０月～ 前期基本計画の施策別総括シート作成

平成２７年１２月～ 後期基本計画原案および事業実施計画原案作成

平成２８年 ２月～ 後期基本計画（案）および事業実施計画（案）作成

平成２８年２月１９日 本別町総合計画推進委員会
（後期基本計画素案審議）
本別町総合計画策定審議会
（計画策定の諮問、委員委嘱、前期計画の総括、後期計画案説明・審議）

平成２８年２月２６日 本別町総合計画策定審議会
（後期基本計画案の審議）

平成２８年２月２９日 後期基本計画案の答申

資料３ 本別町総合計画策定審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属
会 長	今 野 公 司	一 般
職務代理	新 津 直 子	本 別 町 商 工 会 女 性 部
委 員	佐 野 政 利	本 別 町 農 業 協 同 組 合
〃	細 田 友 子	本 別 町 農 業 協 同 組 合 女 性 部
〃	朝 日 基 光	本 別 町 商 工 会
〃	佐 藤 武	本 別 建 設 業 協 会
〃	久 能 利 幸	本 別 町 観 光 協 会
〃	池 浦 暢	本 別 町 小 ・ 中 学 校 長 会
〃	小 川 末 男	本 別 町 体 育 協 会
〃	菅 原 道 正	本 別 町 文 化 協 会
〃	吉 田 淳 一	本 別 地 区 連 合
〃	野 原 正 廣	本 別 町 社 会 福 祉 協 議 会
〃	井 出 壬 午	本 別 町 健 康 長 寿 の ま ち づ く り 会 議
〃	新 津 和 也	チャレンジド・ネットワークほんべつ
〃	三 枝 金 作	本 別 町 自 治 会 連 合 会
〃	萩 寛	本 別 町 老 人 ク ラ ブ 連 合 会
〃	金 田 久 美 子	一 般
〃	渡 辺 紘 生	〃

資料4 第6次本別町総合計画基本構想概要

まちづくりの基本理念（目標、テーマ）

『ともに学び 支えあい 活力のあるまちづくり』

めざすまちづくりの姿

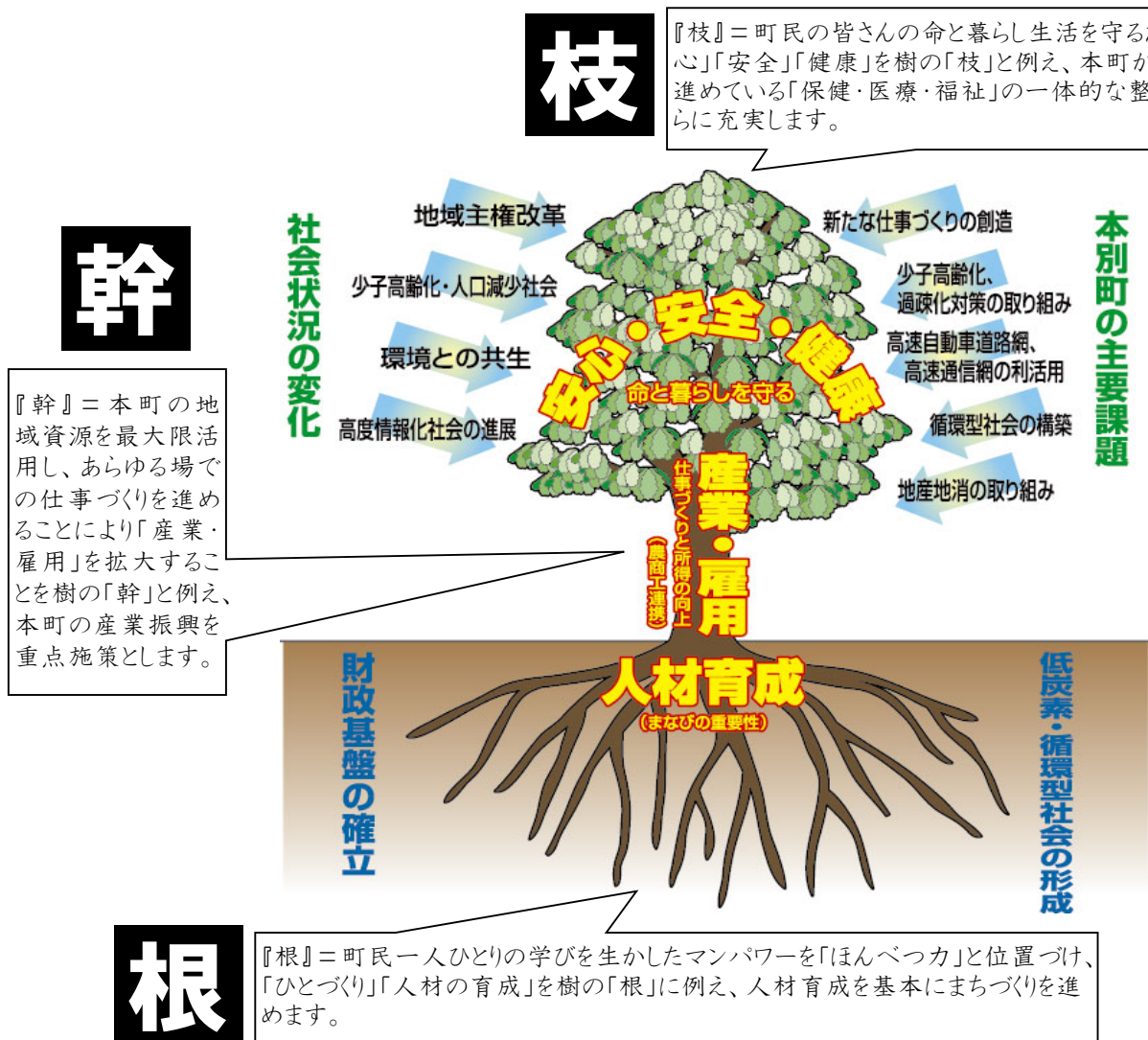
本別町民憲章

『わたしたちは、十勝の原始林をひらき、戦禍の焦土から立ちあがった、強くたくましい開拓精神を受けつぐ本別町民として、誇りと責任をもち、こころと力をあわせ、未来へ前進することを誓います。』

昭和42年11月に制定した、「町民憲章」は、町民の一体感の醸成と郷土を愛する心を育むとともに、町勢のさらなる発展を願って制定された未来への誓いです。

第6次の総合計画を策定するにあたり、本町の未来への誓いである「本別町民憲章」の精神を尊重す

るとともに、本計画を策定する際に実施した町民アンケート結果、さらには、地方自治体を取り巻く社会経済情勢変化に適応したまちづくりを進めるため、新しい本町のまちづくりの姿を「樹」に例え、「根」「幹」「枝」のそれぞれの役割を次のとおりとします。



めざすまちづくりの実現のために

人材育成（まなびの重要性）

町民一人ひとりが「輝くまち」「必要とされるまち」を実現するため、学びの重要性を再確認しなければなりません。町民と行政がお互いに協力し合い、町民参加による対話のまちづくりを推進します。

確かな学力を身につけた子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、志を抱き、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組みをさらに展開します。

産業・雇用（仕事づくりと所得の向上）

町民一人ひとりが、将来に向かって「本別町でがんばろう」という気持ちになるためには、それぞれがやりがいをもって働き、自立のための経済的基盤を確立させる必要があります。

本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進及び地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保に努めます。

安心・安全・健康（命と暮らしを守る）

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携による一体的なサービスの提供、体制を充実します。

高齢者や障がいのある人が、地域の中で身心共に豊かな生活を送るため、「共助」の精神を基本に、「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づ

本町の未来を切り拓いていく人材、町内外で活躍し故郷に貢献する人材を育成するため、各種施策の推進については、「学び」、「ひとづくり」をまちづくりの基本に置き、展開します。

1. 町民一人ひとりの力を引き出す（ほんべつ力の創造）
2. 協働による地域づくりの推進
3. 意識改革の推進（職員・町民）
4. 生涯学習社会の構築
5. 学び輝く学校教育の推進
6. 学び高め合う社会教育活動の推進

産業・雇用分野では、即効性が求められる雇用の場の確保に集中的に投資しつつ、中長期的な視点で、夢のある仕事の創出にも取り組んでいく必要があることから、そのための実効性のある戦略を各施策に盛り込み、あらゆる場で新たな産業を生み出し、雇用を生み、町民一人ひとりの所得の向上を目指します。

1. 地域資源を最大限活用した産業の振興
2. 農商工連携を柱に新たな産業の振興
3. 高速自動車道路網の利活用
4. 高速通信網の利活用
5. あらゆる場での新たな産業の創出

りを推進します。

「すべての町民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」の実現に向けて、町民誰もが住み慣れた地域で健やかに安心して生活することが出来るよう、保健・医療・福祉体制をさらに充実し、町民の命と暮らし（生活）を守るための施策を展開します。

1. 子どもを生み育てやすい環境の整備
2. 保健、医療、福祉の一体的なサービスの提供
3. 誰もが活躍できる社会システムづくり

低炭素・循環型社会の形成（環境にやさしいまちづくり）

地球規模での環境問題は、人類が直面する最大の課題となっています。私たちがこのままの生活を続けると、地球温暖化の進行、資源の浪費による危機、生態系への影響などが懸念されます。

私たちが生活や事業活動で環境に与える影響をゼロにすることはできませんが、できるだけ少なくすることは出来ます。

そして、今を生きる私たちは、先人たちが育んできた

かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが意識を転換し、環境への理解と認識を深め、身の回りの生活や暮らしの中で環境にやさしいまちづくりを進めます。

1. 低炭素化に向けた地域の社会づくり
2. 再生可能エネルギーの導入推進
3. 環境づくりひとの創造
4. 町独自の支援策の実施

財政基盤の確立（健全な財政運営）

本町の財政状況については、地域経済の低迷や三位一体の改革による国庫補助金、地方交付税の大幅な削減、自主財源の減収などにより、厳しい財政運営を余儀なくされています。

新しい本別町のまちづくりを実現していくためには、財政基盤の確立は欠かすことは出来ません。

将来の世代に負担を先送りしないという観点から起債残高を減少させ、本町の未来に責任を持つ財政運営に転換することにより、これからのまちづくりを総合的戦略的に推進していく必要があります。

1. 財政健全化計画の遂行
2. 行財政改革大綱の計画的な遂行

施 策 大 綱

I. 生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくり

生涯を通じて充実した育みと学びの機会と環境づくりに努めます。

確かな学力を身につけた子どもたちが、郷土に愛着と誇りを持ち、志を抱き、社会で自立する力や広い視野を身につけ、たくましく成長するように、学校、家庭、地域が一体となって取り組みをさらに展開します。

自らの意志による学びを育み、広げ、活かす仕組みのもとに、情緒と感性豊かな人が、心豊かにいきいきと暮らす地域を築いていく教育力のあるまちづくりを進めます。



II. 地域資源を活かした豊かなまちづくり

本町の経済を支えるあらゆる産業における積極的な事業活動への支援や、創業・起業の促進および地域資源を活用した新産業の創出・育成などを通じて、地域産業の形成・活性化を図り、雇用の場の確保、町民一人ひとりの所得の向上を目指します。

多くの人々が訪れることによって生まれる多様な効果を、新たなまちづくりへの力へとつないでいくため、交流のステージづくりに努めます。



III. とともに支えあい、安心、安全に暮らせるまちづくり

子ども、高齢者、障がいのある人など、すべての町民が健康で安心していきいきと暮らし続けられ、住み慣れた地域で、その人らしく自立し、安心した生活が送れるよう、町民の健康意識の向上、健康づくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携によるサービスを提供します。

誰もが住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域社会の助け合いによる地域ネットワークづくりのさらなる充実。「ひとりの不幸も見逃さない」を合言葉にした地域づくりを推進します。



IV. 快適でやさしさのあるまちづくり

町民の安全性や利便性を高め、良好な市街地の形成を図るために、道路・交通体系を確立させるとともに、上下水道などの都市基盤の計画的かつ効率的な整備を進めます。

自然との共生や環境負荷の軽減、自然エネルギーへの転換などに向けた施策を展開します。

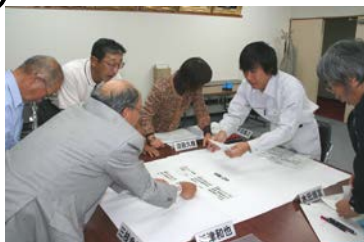
リサイクルの推進など循環型地域社会の形成を図るとともに、自然と調和する環境にやさしい地域社会の形成に努めます。



V. 町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくり

一人ひとりの町民や各種団体をはじめ企業・行政などのあらゆる主体が、共通理解と相互連携をさらに深めながら、それぞれの英知と行動力を発揮する仕組みづくりを進めます。

また、的確な評価による事業の選択や行政と民間の役割分担を図る一方、徹底した無駄の排除や効率化に努め、次代にしっかりと引き継いでいくことのできる行財政基盤づくりを進めます。



平成28年3月発行
第6次本別町総合計画

発行：本別町
編集：本別町企画振興課

北海道中川郡本別町北 2 丁目 4 番地 1
TEL：0156-22-2141/ 0156-22-8121(企画振興課)
FAX：0156-22-3237
ホームページアドレス：
<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp>

